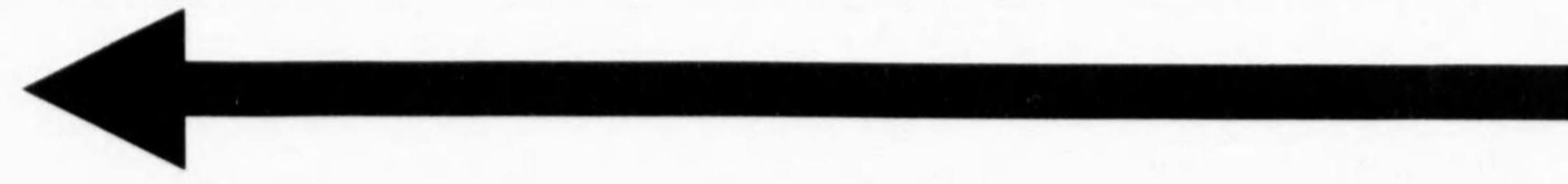


64-258
1200501278129

64
258



始





楫取

家文書第



楫取家文書

64-258

例言

一、本書には故男爵楫取素彦の幕末維新の際國事に奔走せし當時四方の有司志士等より寄せられたる書牘、即ち同家に珍襲せらるゝ「風霜滿卷」「蔡城夜雪」各一卷、憶昨帖三卷、名士書翰廿六卷、松陰遺墨四卷及久阪玄瑞の其妻に與へし書信を輯めたる「涙袖帖」三卷中に收められたる志士烈女等の尺牘約三百通を輯載し、卷末に其遺稿を附載せり。

一、楫取素彦は長藩毛利氏の世臣松嶋瑞蟠の第二子にして松嶋剛藏の弟小倉健作の兄なり、初め伊之助と稱し

例言

一



訂正

○「楫取家文書第一」例言中「安政の初、藩命を承けて蝦夷地を巡見す」は誤につき削除す。

衝に膺り終に閣老小笠原長行の爲に廣島に拘禁せらるゝに至る、幕長弭兵の後他藩應接掛と爲り小倉藩との折衝に當り多年兩藩間に鬱結せる紛紜を解くこと

小田村氏に養はれ藩費安積良齋の門に入る、安巡見す、萬延文久の頃側周旋に獻替する所あり、紛糾するに及び屢々密使し奔走殆んど寧日な纒に死を免かる、尋て幕戸磯と共に専ら接幕の

を得たり、尋て長薩二藩提携して兵を京攝の間に出すや諸隊參謀として上京し再び禁門守衛の命を拜す、明治戊辰伏水の役に方り直ちに禁裡に馳參して諸方駈引の事に任す、幾もなく徵士參與に列し制度事務局判事と爲る、後足柄縣參事より群馬縣令に進み任に在ること十一年、明治十七年元老院議官に任せらる、大正元年八月病を以て薨す、其生文政十二年を距る實に八十四年、其勤勞閱歴當に長藩名士中の耆宿と稱すべき也。一、前記廣島に於ける接幕の顛末及小倉其他諸藩應接等に關する手記類は別に類輯し楫取家文書第二として近日續刊すべし。

後文助素太郎と改む、少時藩儒小田村氏に養はれ藩學に學ぶ、後江戸に遊び佐藤一齋、安積良齋の門に入る、安政の初藩命を承けて蝦夷地を巡見す、萬延文久の頃側儒を以て藩主に近侍し其朝暮周旋に獻替する所あり、文久癸亥八月長藩蹉跎し藩情紛糾するに及び屢々密旨を奉して支封及近隣諸藩に使し奔走殆んど寧日なし、翌元治の冬黨禍に罹り投獄纔に死を免かる、尋て幕府第二次征長の師を起すや、尖戸璣と共に専ら接幕の衝に膺り終に閣老小笠原長行の爲に廣島に拘禁せらるゝに至る、幕長弭兵の後他藩應接掛と爲り小倉藩との折衝に當り多年兩藩間に鬱結せる紛紜を解くこと

を得たり、尋て長薩二藩提携して兵を京攝の間に出すや諸隊參謀として上京し再び禁門守衛の命を拜す、明治戊辰伏水の役に方り直ちに禁裡に馳參して諸方駈引の事に任す、幾もなく徵士參與に列し制度事務局判事と爲る、後足柄縣參事より群馬縣令に進み任に在ること十一年、明治十七年元老院議官に任せらる、大正元年八月病を以て薨す、其生文政十二年を距る實に八十四年、其勤勞閱歷當に長藩名士中の耆宿と稱すべき也。

一、前記廣島に於ける接幕の顛末及小倉其他諸藩應接等に關する手記類は別に類輯し輯取家文書第二として近日續刊すへし。

一、本書中に收めたる書牘の排列は人物事件に依りて別
 たず、悉く年月日に繋けて其序次を定めたり、但書牘は
 概ね年號干支を記さず、中には月日をすら缺けるもの
 あり、即ち事實に據りて其年次月日を推究考定したり
 と雖攷定未た全しと云ふを得ざるを遺憾とす。
 一、書牘中連署に係るものは其筆蹟に依りて筆者を考定
 し特に之を註記せり、又書牘の標目に用ふる氏名は諱
 通稱、前名、後名を混用せり。

一、本書刊行に方り本會は其出版を承諾せられたる男爵
 楫取三郎氏の厚意に對し深甚の謝意を表す。

昭和六年八月

日本史籍協會

楫取家文書 第一

目次

安政年間

一	吉田寅次郎書翰	〔小倉健作宛〕	安政元年八月二日	一頁
二	吉田寅次郎書翰	〔小倉健作宛〕	安政元年八月十四日	四
三	吉田寅次郎書翰	〔小倉健作宛〕	安政元年九月二日	五
四	中村道太郎書翰	〔久阪義助宛〕	安政二年三月廿六日	一〇
五	吉田寅次郎書翰	〔楫取素彦宛〕	安政二年七月十四日	一一
六	吉田寅次郎書翰	〔楫取素彦宛〕	安政二年十月廿一日	一二
七	吉田寅次郎書翰	〔楫取素彦宛〕	安政二年十一月廿二日	一四
八	吉田寅次郎書翰	〔楫取素彦宛〕	安政三年春	一七

九	吉田寅次郎書翰	「榊取素彦宛」	安政四年正月廿六日	二二
一〇	口羽徳祐書翰	「立見直八宛」	安政四年二月十六日	二三
一一	松島剛藏書翰	「榊取素彦宛」	安政四年六月廿七日	二四
一二	吉田稔磨書翰	「吉田寅次郎宛」	安政四年十一月廿六日	二六
一三	僧月性書翰	「吉田寅次郎宛」	安政四年十二月廿四日	二七
一四	吉田寅次郎書翰	「榊取素彦宛」	安政五年二月廿八日	二九
一五	松浦龜太郎書翰	「吉田寅次郎宛」	安政五年四月八日	三一
一六	土屋矢之助書翰	「吉田寅次郎宛」	安政五年七月廿二日	三二
一七	中谷正亮書翰	「吉田寅次郎宛」	安政五年七月廿七日	三三
一八	高杉晋作書翰	「吉田寅次郎宛」	安政五年八月十三日	三六
一九	吉田寅次郎書翰	「來島又兵衛宛」	安政五年十月十九日	三八
二〇	吉田寅次郎書翰	「榊取素彦宛」 「久保清太郎宛」	安政五年十二月八日	四二
二一	前原一誠書翰	「岡部富太郎宛」	安政五年十二月十五日	四三

二二	入江九一書翰	「吉田寅次郎宛」	安政五年十二月廿二日	四六
二三	吉田寅次郎書翰	「杉百合之助宛」	安政五年十二月廿七日	四七
二四	久阪義助書翰	「妻宛」	安政五年冬	四八
二五	前田孫右衛門書翰	「榊取素彦宛」	安政六年正月十七日	四九
二六	入江九一書翰	「榊取素彦宛」	安政六年正月廿四日	五〇
二七	吉田寅次郎書翰	「杉梅太郎宛」	安政六年正月廿六日	五一
二八	吉田寅次郎上書案		安政六年春	五一
二九	吉田寅次郎手記		安政六年春	五六
三〇	吉田寅次郎書翰	「入江九一宛」	安政六年二月二日	五七
三一	吉田寅次郎手記		安政六年二月十九日	五八
三二	吉田寅次郎手記		安政六年二月頃	六〇
三三	吉田寅次郎書翰	「入江九一宛」	安政六年二月廿三日	六二
三四	入江九一書翰	「宛名欠」	安政六年二月廿八日	六四

三五	吉田寅次郎書翰	「増野徳民宛」	安政六年二月	六七
三六	吉田寅次郎書翰	「榊取素彦宛」	安政六年二月	六九
三七	久阪義助書翰	「入江九一宛」	安政六年三月五日	七〇
三八	吉田寅次郎書翰	「榊取素彦宛」	安政六年三月六日	七〇
三九	吉田寅次郎書翰	「入江九一宛」	安政六年三月廿三日	七二
四〇	吉田寅次郎書翰	「榊取素彦・岡部富太郎宛」	安政六年三月廿六日	七六
四一	吉田寅次郎書翰	「榊取素彦・久保清太郎宛」	安政六年三月廿九日	七八
四二	吉田寅次郎書翰	「久保清太郎宛」	安政六年三月	八〇
	附 吉田寅次郎書翰	「杉梅太郎宛」	安政六年三月	
四三	吉田寅次郎示諸生書	「中谷正亮・久阪等」	安政六年三月	八二
四四	入江九一上書		安政六年三月	八三
四五	高杉晋作書翰	「久阪義助宛」	安政六年四月十三日	八五
四六	飯田正伯書翰	「久阪義助宛」	安政六年四月廿一日	八八

四七	高杉晋作書翰	「久阪義助宛」	安政六年八月廿三日	九〇
四八	吉田寅次郎履歷	(宮部鼎藏筆)		九二

萬延文久年間

四九	久阪義助書翰	「妻宛」	萬延元年八月二十日	九三
五〇	久阪義助書翰	「妻宛」	萬延元年九月廿四日	九四
五一	久阪義助書翰	「妻宛」	萬延元年十一月廿五日	九五
五二	久阪義助書翰	「妻宛」	文久元年二月廿六日	九六
五三	吉田稔麿書翰	「久阪義助宛」	文久元年十一月廿五日	九七
五四	河本杜太郎書翰	「久阪義助宛」	文久元年十二月九日	九九
五五	某書翰	「久阪義助宛」	文久二年正月十七日	一〇〇
五六	榊取素彦上書		文久二年正月	一〇二
五七	久阪義助斷翰	「宛名欠」	文久二年正月	一〇八

五八	町田千成書翰	〔久阪義助宛〕	文久二年二月九日	一〇九
五九	土屋矢之助書翰	〔久阪義助宛〕	文久二年二月十日 ^カ	一一〇
六〇	檜崎彌八郎書翰	〔久阪義助宛〕	文久二年二月二十日	一一〇
六一	久阪義助筆血盟書案		文久二年二月	一一一
六二	松島剛藏書翰	〔久阪義助宛〕	文久二年三月四日	一一三
六三	前田孫右衛門書翰	〔久阪義助宛〕	文久二年三月五日 ^カ	一一四
六四	前田孫右衛門書翰	〔久阪義助宛〕	文久二年三月五日 ^カ	一一五
六五	中谷正亮書翰	〔前田孫右衛門宛〕	文久二年三月六日	一一五
六六	松島剛藏書翰	〔久阪義助宛〕	文久二年三月七日	一一九
六七	久阪義助書翰	〔妻宛〕	文久二年四月三日	一一九
六八	久阪義助上書	〔藩主宛〕	文久二年四月八日	一二一
六九	間崎哲馬書翰	〔榊取素彦宛〕	文久二年四月十五日	一二二
七〇	海江田信義書翰	〔久阪義助宛〕	文久二年四月廿二日	一二四

七一	中村九郎書翰	〔久阪義助宛〕	文久二年四月廿二日	一二五
七二	久阪義助書翰	〔妻宛〕	文久二年五月朔日	一二六
七三	木戶孝允書翰	〔久阪義助宛〕	文久二年五月十七日 ^カ	一二八
七四	久阪義助書翰	〔妻宛〕	文久二年五月廿八日	一三〇
七五	真木保臣書翰	〔久阪義助宛〕	文久二年六月七日	一三二
七六	久阪義助書翰	〔妻宛〕	文久二年六月廿五日	一三四
七七	佐久間啓書翰	〔小倉健作宛〕	文久二年六月晦日	一三五
七八	中村九郎書翰	〔久阪義助宛〕	文久二年八月二日 ^カ	一三八
七九	山田亦介書翰	〔榊取素彦宛〕	文久二年八月九日	一三九
八〇	木戶孝允書翰	〔久阪義助宛〕	文久二年八月十日	一四〇
八一	久阪義助書翰	〔妻宛〕	文久二年八月十三日	一四一
八二	久阪義助書翰	〔中村道太郎宛〕	文久二年八月廿二日	一四三
八三	久阪義助書翰	〔妻宛〕	文久二年八月廿八日	一四四

八四	木戸孝允書翰	〔久阪義助宛〕	文久二年八月廿九日	一四六
八五	堤松左衛門書翰	〔久阪義助宛〕	文久二年閏八月十二日	一四七
八六	中村九郎書翰	〔久阪義助等宛〕	文久二年閏八月十四日	一四八
八七	久阪義助書翰	〔妻宛〕	文久二年閏八月十七日	一四九
八八	前田孫右衛門書翰	〔久阪義助宛〕	文久二年九月廿四日	一五〇
八九	薩長土三藩攘夷請願書	(久阪義助筆)	文久二年九月	一五一
九〇	久阪義助書翰	〔榊取素彦宛〕	文久二年十月九日	一五二
九一	久阪義助書翰	〔妻宛〕	文久二年十月九日	一五四
九二	久阪義助書翰	〔妻宛〕	文久二年十月九日	一五七
九三	薩藩士某等書翰	〔久阪義助宛〕	文久二年十月十二日	一五七
九四	榊取素彦書翰	〔前田孫右衛門宛〕	文久二年十月十二日	一五九
九五	前田孫右衛門書翰	〔榊取素彦宛〕	文久二年十月十二日	一六〇
九六	前田孫右衛門書翰	〔久阪義助宛〕	文久二年十月十三日	一六一

九七	久阪義助書翰	〔榊取素彦宛〕	文久二年十月十六日	一六一
九八	久阪義助書翰	〔榊取素彦宛〕	文久二年十月十七日	一六二
九九	三條實美姉小路公知書翰	〔久阪義助等宛〕	文久二年十一月十三日	一六三
一〇〇	梅田とみ書翰	〔久阪義助宛〕	文久二年十一月廿四日	一六四
一〇一	本城清書翰	〔榊取素彦宛〕	文久二年十一月廿五日	一六六
	附 岡藩某書翰	〔実戸磯等宛〕	文久二年十月七日	
一〇二	江村彦之進書翰	〔宛名欠〕	文久二年十一月頃	一八一
一〇三	中村九郎書翰	〔久阪義助宛〕	文久二年十二月四日	一八三
一〇四	佐久間啓書翰	〔小倉健作宛〕	文久二年十二月六日	一八六
一〇五	益田右衛門介書翰	〔榊取素彦宛〕	文久二年十二月十三日	一八八
一〇六	本城清井上阿兵衛書翰	〔榊取素彦宛〕	文久二年十二月十四日	一九〇
一〇七	榊取素彦書翰	〔山田宇右衛門宛〕	文久二年十二月廿四日	一九二
一〇八	山田宇右衛門書翰	〔榊取素彦宛〕	文久二年十二月廿四日	一九三

一〇九	楫取素彦書翰	〔山田宇右衛門宛〕	文久二年十二月廿五日	一九四
一一〇	山田宇右衛門書翰	〔楫取素彦宛〕	文久二年十二月廿五日	一九五
一一一	前田孫右衛門書翰	〔楫取素彦宛〕	文久二年十二月	一九五
一一二	久阪義助覺書	文久二年		一九六
一一三	武市半平太書翰	〔久阪義助宛〕	文久三年正月二十日	一九八
一一四	檜崎彌八郎書翰	〔久阪義助宛〕	文久三年二月十五日	一九九
一一五	大原重德上申書	文久三年二月十五日		二〇一
一一六	檜崎彌八郎書翰	〔久阪義助宛〕	文久三年二月二十日	二〇三
一一七	久阪義助書翰	〔妻宛〕	文久三年二月廿五日	二〇四
一一八	梅田とみ書翰	〔久阪義助宛〕	文久三年二月晦日	二〇六
一一九	木戸孝允書翰	〔久阪義助・佐々木男也宛〕	文久三年三月七日	二〇七
一二〇	眞木保臣書翰	〔久阪義助宛〕	文久三年三月七日	二〇八
一二一	寺島忠三郎書翰	〔宛名欠〕	文久三年三月二十日	二一〇

一二二	久阪義助書翰	〔妻宛〕	文久三年四月廿五日	二一四
一二三	土屋矢之助書翰	〔久阪義助宛〕	文久三年四月廿七日	二一五
一二四	村田次郎三郎書翰	〔楫取素彦宛〕	文久三年五月三日	二一七
一二五	淵上郁太郎書翰	〔久阪義助宛〕	文久三年五月十三日	二一七
一二六	横田清兵衛書翰	〔楫取素彦宛〕	文久三年六月十二日	二一九
一二七	木戸孝允書翰	〔楫取素彦宛〕	文久三年六月十三日	二一九
一二八	久阪義助書翰	〔妻宛〕	文久三年六月十三日	二二〇
一二九	淵上郁太郎書翰	〔久阪義助宛〕	文久三年七月十二日	二二二
一三〇	長藩有志願書	〔楫取素彦筆〕	文久三年七月	二二三
附 楫取素彦覺書				
一三一	久阪義助書翰	〔楫取素彦宛〕	文久三年八月五日	二二七
一三二	久阪義助書翰	〔楫取素彦宛〕	文久三年八月十日	二二八
一三三	中村圓太書翰	〔楫取素彦宛〕	文久三年八月十三日	二二九

一三四	中山忠光書翰	〔久阪義助・寺島忠三郎宛〕	文久三年八月十七日	二三〇
一三五	中山忠光奏聞書	文久三年八月		二三一
一三六	中山忠光書翰	〔三條實美・豐岡隨資宛〕	文久三年八月十七日	二三二
一三七	入江彌源太書翰	〔榊取素彦宛〕	文久三年八月廿五日	二三四
一三八	久阪義助書翰	〔妻宛〕	文久三年八月廿九日	二三五
一三九	大和國之助書翰	〔榊取素彦宛〕	文久三年九月三日	二三七
一四〇	寺島忠三郎書翰	〔來島又兵衛等宛〕	文久三年九月廿三日	二三九
一四一	寺島忠三郎書翰	〔安戸左馬之介宛〕	文久三年九月廿九日	二四三
一四二	寺島忠三郎書翰	〔來島又兵衛・桂小五郎・中村宛〕	文久三年九月	二四五
一四三	寺島忠三郎書翰	〔長藩同志宛〕	文久三年九月頃	二四六
一四四	前田孫右衛門書翰	〔榊取素彦宛〕	文久三年九月廿八日	二四七
一四五	前田孫右衛門書翰	〔藩廳宛〕	文久三年九月	二五〇
一四六	久阪義助願書	文久三年九月廿九日		二五二

一四七	久阪義助書翰	〔宛名欠〕	文久三年八月九日頃	二五二
一四八	木戸孝允書翰	〔久阪義助宛〕	文久三年十月十四日	二五三
一四九	兼重讓藏・山田亦介書翰	〔氏家十郎宛〕	文久三年十月十九日	二五四
一五〇	前田孫右衛門書翰	〔榊取素彦宛〕	文久三年十月晦日	二五六
一五一	瀧彌太郎書翰	〔久阪義助宛〕	文久三年十一月四日	二五七
一五二	佐久間佐兵衛書翰	〔宛名欠〕	文久三年(月不詳)八日	二五七

元治・慶應年間

一五三	久阪義助書翰	〔妻宛〕	元治元年正月十九日	二五八
一五四	澤田震書翰	〔榊取素彦宛〕	元治元年正月廿一日	二五九
一五五	澤田震書翰	〔眞木保臣宛〕	元治元年正月廿一日	二六一
一五六	澤田震書翰	〔長三洲宛〕	元治元年正月廿一日	二六二
一五七	久阪義助書翰	〔妻宛〕	元治元年三月廿五日	二六三

一五八	栗屋族書翰	「榊取素彦宛」	元治元年五月廿一日	二六四
一五九	月形洗藏書翰	「土方・佐久間・野村宛」	元治元年五月廿一日	二六六
一六〇	渡邊伊兵衛等書翰	「湯川平馬宛」	元治元年五月廿八日	二六八
一六一	中村圓太書翰	「榊取素彦宛」	元治元年五月	二六九
一六二	藤田小八郎等書翰	「榊取素彦宛」	元治元年六月四日	二六九
一六三	松林廉之助書翰	「榊取素彦宛」	元治元年六月五日	二七一
一六四	久阪義助書翰	「妻宛」	元治元年六月六日	二七三
一六五	佐久間佐兵衛書翰	「久阪義助・中村九郎宛」	元治元年六月九日	二七四
一六六	真木保臣書翰	「榊取素彦宛」	元治元年六月十五日	二七六
一六七	山口藩政務座達	「湯川平馬宛」	元治元年六月廿五日	二七七
一六八	前原一誠書翰	「湯川平馬宛」	元治元年六月廿五日	二七八
一六九	井上少輔書翰	「榊取素彦宛」	元治元年六月廿六日	二七九
一七〇	山口藩政務座達	「湯川平馬宛」	元治元年七月朔日	二八一

一七一	杉孫七郎書翰	「榊取素彦宛」	元治元年七月十五日	二八二
一七二	井上少輔書翰	「榊取素彦宛」	元治元年七月廿五日	二八四
一七三	山口藩政務座達	「湯川平馬宛」	元治元年八月四日	二八五
一七四	檜崎彌八郎書翰	「榊取素彦宛」	元治元年十月七日	二八六
一七五	松島剛藏書翰	「榊取素彦宛」	元治元年十月廿五日	二八八
一七六	榊取素彦手記		元治元年十一月	二八九
一七七	山口藩使者口上覺書		元治元年	二九四
一七八	時田少輔書翰	「榊取素彦宛」	慶應元年閏五月二日	二九五
一七九	乃木十郎書翰	「榊取素彦宛」	慶應元年閏五月十一日	二九七
一八〇	廣澤眞臣等書翰	「榊取素彦宛」	慶應元年六月九日	二九八
一八一	加藤有隣書翰	「松原音藏等宛」	慶應元年八月七日	二九九
一八二	西本清介書翰	「松原音藏・榊取素彦宛」	慶應元年八月十五日	三〇三
一八三	廣田稼之介書翰	「榊取素彦宛」	慶應元年八月十八日	三〇四

二八四 二見一鷗齋書翰 「楫取素彦宛」 慶應元年九月廿八日 三〇六

一八五 廣田稼之介書翰 「楫取素彦宛」 慶應元年九月廿八日 三〇六

一八六 三上小次郎等書翰 「楫取素彦宛」 慶應元年九月廿八日 三〇七

一八七 三上小次郎等書翰 「楫取素彦宛」 慶應元年九月 三〇八

一八八 野呂市之進等書翰 「三上小次郎等宛」 慶應元年十月六日 三一〇

一八九 安達十郎右衛門書翰 「楫取素彦宛」 慶應元年十月十四日 三一二

一九〇 上山縫殿書翰 「楫取素彦宛」 慶應元年十一月五日 三一三

一九一 楫取素彦書翰 「廣澤眞臣宛」 慶應元年十一月六日 三一四

一九二 廣澤眞臣書翰 「楫取素彦宛」 慶應元年十一月六日 三一五

一九三 宍戸瓊書翰 「赤川又太郎宛」 慶應元年十一月九日 三一六

一九四 宍戸瓊書翰 「楫取素彦宛」 慶應元年十一月九日 三一七

一九五 廣田稼之介書翰 「楫取素彦宛」 慶應元年十一月十五日 三一八

一九六 植田乙次郎等書翰 「楫取素彦宛」 慶應元年十一月廿三日 三一九

一九七 西本清介久保田平司書翰 「楫取素彦宛」 慶應元年十一月廿三日 三二〇

一九八 西本清介植田乙次郎等書翰 「楫取素彦宛」 慶應元年十一月廿三日 三二二

一九九 寺尾生十郎書翰 「楫取素彦宛」 慶應元年十一月廿五日 三二三

二〇〇 楫取素彦書翰 「廣島藩周旋方宛」 慶應元年十一月廿六日 三二四

二〇一 植田乙次郎寺尾生十郎書翰 「楫取素彦宛」 慶應元年十一月廿六日 三二五

二〇二 植田乙次郎書翰 「楫取素彦宛」 慶應元年十一月廿六日 三二六

二〇三 久保田平司書翰 「楫取素彦宛」 慶應元年十二月七日 三二六

二〇四 深町三郎左衛門書翰 「楫取素彦宛」 慶應元年十一月廿三日 三二七

二〇五 宍戸瓊書翰 「楫取素彦宛」 慶應二年二月二日 三二八

二〇六 宍戸瓊書翰 「楫取素彦宛」 慶應二年二月十二日 三三〇

二〇七 楫取素彦書翰 「赤川又太郎宛」 慶應二年二月廿八日 三三一

二〇八 宍戸瓊書翰 「楫取素彦宛」 慶應二年三月三日 三三四

二〇九 國重正文書翰 「楫取素彦宛」 慶應二年三月四日 三三八

二一〇	柏村信書翰	「棋取素彦宛」	慶應二年三月六日	三四〇
二一一	鹽谷鼎助書翰	「赤川又太郎宛」	慶應二年三月八日	三四一
二一二	赤川又太郎書翰	「棋取素彦宛」	慶應二年三月十日	三四二
二一三	宍戸璣書翰	「赤川又太郎宛」	慶應二年三月十二日	三四三
二一四	宍戸璣書翰	「赤川又太郎宛」	慶應二年三月十二日	三四四
二一五	佐伯愿藏書翰	「赤川又太郎宛」	慶應二年三月十二日	三四五
二一六	宍戸璣書翰	「棋取素彦宛」	慶應二年三月廿二日	三四六
二一七	棋取素彦赤川又太郎書翰	「廣島藩廳宛」	慶應二年四月四日	三四七
二一八	西本清介植田乙次郎書翰	「棋取素彦宛」	慶應二年四月廿三日	三四八
二一九	長藩士某覺書		慶應二年五月頃	三四九
二二〇	大草終吉等書翰	「棋取素彦宛」	慶應二年六月廿五日	三五〇
二二一	相原治人等書翰	「棋取素彦宛」	慶應二年六月廿九日	三五二
二二二	植田乙次郎立野一郎書翰	「棋取素彦宛」	慶應二年七月二日	三五四

二二三	宍戸璣書翰	「棋取素彦宛」	慶應二年七月七日	三五五
二二四	宍戸璣書翰	「棋取素彦・赤川又太郎宛」	慶應二年七月十日	三五六
二二五	西本清介植田乙次郎書翰	「廣澤眞臣・棋取素彦宛」	慶應二年七月二十日	三五九
二二六	今田彦馬大草終吉書翰	「棋取素彦宛」	慶應二年七月二十日	三六〇
二二七	西本清介植田乙次郎書翰	「廣澤眞臣・棋取素彦宛」	慶應二年七月廿一日	三六一
二二八	今田彦馬大草終吉書翰	「棋取素彦宛」	慶應二年七月廿二日	三六二
二二九	二見一鷗齋書翰	「棋取素彦宛」	慶應二年七月廿二日	三六二
二三〇	大草終吉書翰	「棋取素彦宛」	慶應二年七月廿三日	三六五
二三一	西本清介植田乙次郎書翰	「棋取素彦宛」	慶應二年七月廿四日	三六六
二三二	西本清介書翰	「棋取素彦宛」	慶應二年七月廿五日	三六六
二三三	藝藩玖島出張藝藩士書翰	「出張長藩士宛」	慶應二年七月廿六日	三六八
二三四	藝藩玖島出張長藩士書翰	「出張藝藩士宛」	慶應二年七月廿八日	三七一
二三五	藝藩玖島出張藝藩士書翰	「出張長藩士宛」	慶應二年七月廿九日	三七二

二三六	目加田喜助書翰	〔廣澤真臣・楫取素彦宛〕	慶應二年七月廿九日	三七三
二三七	目加田喜助書翰	〔廣澤真臣・楫取素彦宛〕	慶應二年七月廿九日	三七五
二三八	目加田喜助書翰	〔廣澤真臣・楫取素彦宛〕	慶應二年七月晦日	三七五
二三九	廣澤真臣・楫取素彦書翰	〔西本清介・植田乙次郎宛〕	慶應二年七月晦日	三七六
二四〇	藝藩出張御楯遊撃隊書翰	〔藝藩隊中宛〕	慶應二年八月二日	三七九
二四一	植田乙次郎・立野一郎書翰	〔玖島出張長藩士宛〕	慶應二年八月六日	三八〇
二四二	福岡藩有志書翰	〔楫取素彦等宛〕	慶應二年十一月	三八一
二四三	寺尾生十郎等書翰	〔楫取素彦宛〕	慶應二年十二月四日	三八三
二四四	相原治人書翰	〔楫取素彦・前原彦太郎宛〕	慶應三年正月十一日	三八五
二四五	高杉晋作書翰	〔楫取素彦宛〕	慶應三年正月十三日	三八六
二四六	宍戸璣書翰	〔楫取素彦宛〕	慶應三年三月十八日	三八七
二四七	松原音藏書翰	〔楫取素彦宛〕	慶應三年四月十六日	三八八
二四八	野村望東書翰	〔楫取素彦宛〕	慶應三年七月	三九二

二四九	西郷隆盛書翰	〔品川彌二郎宛〕	慶應三年十二月廿一日	三九四
二五〇	西郷隆盛書翰	〔楫取素彦宛〕	慶應三年十二月廿六日	三九四
二五一	西郷隆盛筆協議書		慶應三年十二月下旬	三九五
二五二	山田顯義筆協議書		慶應三年十二月	三九六

明治年間

二五三	林友輔書翰	〔山田顯義宛〕	明治元年正月二日	三九七
二五四	長松文輔・山田顯義書翰	〔楫取素彦・片野十郎宛〕	明治元年正月二日	三九八
二五五	山田顯義書翰	〔楫取素彦・片野十郎宛〕	明治元年正月三日	三九九
二五六	西郷隆盛書翰	〔楫取素彦宛〕	明治元年正月三日	四〇〇
二五七	西郷隆盛書翰	〔廣澤真臣・井上馨宛〕	明治元年正月三日	四〇一
二五八	福岡孝弟書翰	〔楫取素彦宛〕	明治元年正月四日	四〇二
二五九	品川彌二郎書翰	〔廣澤真臣・寺内暢三宛〕	明治元年正月七日	四〇三

二六〇	西郷隆盛書翰	「楫取素彦宛」	明治元年正月八日	四〇五
二六一	廣澤眞臣筆奏聞書案		明治元年正月十三日	四〇五
二六二	滋野井光壽書翰	「楫取素彦宛」	明治元年正月二十日	四〇六
二六三	山田顯義等書翰	「楫取素彦・品川彌二郎宛」	明治元年正月二十日	四〇七
二六四	杉孫七郎書翰	「楫取素彦宛」	明治元年正月廿四日	四〇八
二六五	世良修藏書翰	「楫取素彦・國貞直人・大村益次郎宛」	明治元年三月四日	四〇九
二六六	玉乃世履書翰	「楫取素彦宛」	明治元年三月廿六日	四一〇
二六七	宍戸璣書翰	「楫取素彦宛」	明治元年四月五日	四一一
二六八	赤川又太郎書翰	「楫取素彦宛」	明治元年四月十四日	四一二
二六九	楫取素彦上書		明治二年正月	四一三
二七〇	加藤有隣上書		明治元年三月四日	四二一
二七一	西山堯民筆探聞書		明治三年二月八日	四二五
二七二	楫取素彦上書		文久元年四月	四三〇

二七三	加藤有隣書翰	「楫取素彦宛」	明治三年八月二十日	四三二
二七四	近藤甲一郎書翰	「楫取素彦宛」	明治四年五月七日	四三三

年代不詳

二七五	楫取素彦上書			四三五
二七六	日下部伊三治妻書翰	「久阪義助宛」	(年未詳) 七月二日	四三七
二七七	日下部伊三治妻書翰	「久阪義助宛」	(年未詳) 十三日	四三八
二七八	日下部伊三治妻書翰	「久阪義助宛」		四三九
二七九	宍戸璣書翰	「楫取素彦宛」	(年月未詳) 十四日	四四〇
二八〇	飯田忠彦和歌	(筆者不詳)		四四一
二八一	寺島忠三郎筆長歌			四四二
二八二	野村望東和歌			四四四
二八三	野村望東和歌			四四四

二八四 野村望東和歌

目次

二十四

四四五

遺稿 楫取素彦

四四七

楫取家文書 第一



吉田寅次郎書翰〔小倉健作宛〕 安政元年八月二日

秋冷彌増候得共彌御壯榮御修學可被成奉恭悅候拙生在牢健剛倍常萬御放
念奉祈候陳者先達而呈一書候處御回音も無之如何之事情哉と案勞仕候内
七月十六日蕭海生を金貳圓書に附し遣吳候故定めし先達之書は相届候事
とは奉察候併蕭海之所爲心得難き事共有之何分事情通兼候故又々一書差
出申候全體拙生入牢已來同志と疎濶誠に心情に關り候間是は如何なる故
に候哉牢内へ書翰を遣し候事露顯して後禍を生すへくとの恐れに哉又拙
生が志す所道に合さる事にて同志を賤惡せられ候歟又物論騒然にして拙
生へ志を通し候ものを皆人指をさし候様に有之哉此三條之外に何もか
く疎濶に可相成譯察し當り不申候拙生所志所爲不埒之廉にて同志をか

楫取家文書第一 (安政元年八月)

一

被致候事なれば何も申に不及候書翰後禍之恐れに候へは決る慮るに及不
申候間此^{触字}□□と申候ものへ得と御相談可被下候兎も角も先書にも申上候
通拙生郷里之父兄へ折々書問を通し度のみ願望する所に御座候間區々之
意中御高察伏る奉願候特に拙生儀最初には刎斬之誅と覺悟いたし居り候
へ共同牢之人々申候には刎斬には相成申ましく他藩へ預けに而も可相成
由申もの有之何にしても生前に又候父母兄弟之面を拜し候事は出来申ま
しく責めは書問にても相通し度痴情難默止候間御熟慮奉祈候又澁木か事
は小田村兄へ申さる様蕭海申遣候此義拙生甚不満に御座候重之介事身分
微賤に候へ共身を捨國恩に報し度と志氣凜然たる事士君子にも恥さるも
のに候へは同志中へ申合其難を救ひ遣し候社朋友之道にも相叶可申にか
く取計候事亦何心哉金數之不足も事甚曖昧に被存候小田村兄へ出候由に
て初めに二圓又七月十六日二圓已上四圓相届申候其他如何に相成候哉併
蕭海も營私計私候男子とは不相見惟々疑慮罷居候のみ也何卒貴兄之御處



置萬々奉仰候爲其態と陳鄙意候也逐々冷氣に差向候故袷衣布の子様なる
もの壹貳枚御遣し可被下候尤仕立等御面倒に候は、金子にて御遣可被下
何も御都合よろしき方に奉頼候扱又半紙類御遣し被下度奉頼候無事之時
少し字にても書候而相樂居申候

本書中申上候趣御承知被下候て郷里へ之書狀取次被成下候は、早速相認
さし上候間御答に被仰知候様奉願候

起ぬしふ故郷おもふ吾おゝろ文みる人は知る哉知らす哉

尙々小田村兄へは別に不呈書候間貴兄御口上を以る宜敷鄙意御通可被
下候奉頼候以上

八月二日認

松陰生

劍 槩 學 兄

二 吉田寅次郎書翰「小倉健作宛」 安政元年八月十四日

尊書拜讀 僕在獄困迫窮愁察知御救被下度候へ共物議紛々甚可畏との御事
承知御厚情辱そんじ候併 僕在獄更に困迫窮愁之儀無之樂其所樂罷居候獄
中之事を知るものは嘸々之困迫と察可申候へ共飢る食渴る飲静る思寝
る安君子之心安往る不安萬御放念可被下候扱又物議之事も深察罷在候庸
俗畏禍無所不至今更不足怪候扱又触字□度々参り御迷惑之趣承知仕甚失面
目候已來は参さる様訖度可申聞候費用之事専ら文候兄之手を出候事僕も
甚心配罷在候併是は國へ御申遣被下候は、愚兄など何とかいたし吳可申
歟御勘合可被下候触字□使賃之事も御申越承知仕候是後もし彼を遣候様の事
有之候は、必書狀相添候故使賃に不及由相記候節は決る御與へに不及也
郷書之事御申越是亦承知仕候 僕心思疎脱後患之儀思ひやり不申候併思を
竭し候も書を遣候儀不相成上は夫迄之儀御座候夫に付戯作歌云すめか
みのみことかしこみしづかみはなりゆくまゝにまかせこそすれ御安心可

被下候先は貴酬仕度かく申上候答書は外之事を省き候様被仰下候へ共不
覺長文言に相成候段御宥恕可被下候以上
尙以此使伊八は是後さし上不申若用事有之候は、外に篤實なる者を遣
候覺悟に付此もの事嚴敷御拒絶可被下候扱又此度は素方使ちんには及
不申也

八月十四日

松陰生

劍 梁 兄

昨日奉行所呼出御目付立合口書判形相澄申候口書如何にも善僕が心事を
盡し寅次郎小傳と可申是耳嬉しく候

三 吉田寅次郎書翰「小倉健作宛」 安政元年九月二日

附 土屋矢之助書翰「吉田寅次郎宛」 安政元年七月十六日

逐日秋冷相催殊に此程は雨天勝にて過涼を覺申候彌御多吉奉拜賀候扱先月中は嚴しき高翰を得候處今又かく申出候事厚顔之至に候得共萬御海容被下鄙意御高察可被下候勿論此次はしつこき伊八は差やめ伊三郎を差上候也

○十八史略一本舊刻之分によろしく候間何卒御恩借奉冀候獄中書籍とぼしくさしつかへ候間此段御垂察可被下候外に唐詩選歟三體詩か詩格律髓の類何にてもよく候故小本之分一部是亦拜用仕度候御都合により久しく置候事わるく候へは廿日卅日位にて御かへし仕又他本借用仕候も亦可御考合可被下候十八史略も僕出牢之頃まで御かし可被下候

○僕方人遣し候儀遍く知れ候は大きに御心配之由先書被仰越御尤に奉存候就相考候には至極御勞足之儀は恐入候得共先達申上候大黒屋清三郎方迄時々御出うき被下候へは漏洩之患も有之間布奉存候僕所願速に相達難有候間此段御考合可被下候以上

○此節獄中僅かに文章軌範詩經孫子等有之のみ也僕も首を刎られ候身分に候へは獄中にて必しも書を讀むに不及論語の殺身成仁孟子の所欲有甚于生者等にて事足り申候併僕身未必誅候へはかゝる天之方蹶すに方り泄々としては不相澄假令獄中にあるとも敵愾之心一日として忘るべからず苟も敵愾之心を忘れされは一日も學問之切嗟忘るべき非ず僕生年廿五歳駒隙之過る豈忽にすべけん哉是以て辱知足下之如きものへ懇請する事如斯願くは足下深察し玉へ僕入獄已來外間之事は絶不耳候へ共外虜之覬覦は一日として已む時なきは竊に察知罷在候凡生を皇國に稟候もの、大憂深患豈尙焉哉

○先日宿願もいたし候間是亦小田村兄などの御心配相懸候事と察入申候

中秋無月

ぬらぬれよものけきこ雨玄津を月見ぬおりにまむ身ありせぬ

象山翁の句に

榊取家文書第一 (安政元年九月)

月を見のさあそあゝろのあくかれめあさけありけりうきくものろら

御一咲可被下候

此書無他事只十八史略之事相願度までに御座候此儀に付御後患之儀等決
る無之候間御案し被下間布候又是に付使賃入ちん求め可申に付金壹分計
り御與へ被下度候伊三郎は容貌怪異に候へ共決非惡物御放念可被下候他
附後音候

九月二日

寅

二
拜

劍 梨 學 兄

土谷彌之介が書入御覽候

兩月三度之御手簡拜誦益御多吉欣喜々々早速御答可仕之處金子調達手間
取只様及延引候今日小田村の金子差送り候間早速清川俠子迄御頼仕候し

かし外間之事は老兄之不知所多く何も僕に御まかせ可被下候前月金子之
事は種々様子有之事に而小田村今迄所贈全數に盈するは故有事にて後日
分明相知申候今日小田村所贈二圓に御座候得共澁木に半は與へ候故右御
承知可被下候しかし此事は小田村之不知事に御座候得ば二圓之御受取可
被下候此事は烏山宮部在居中講之熟矣不必贅老兄獨りにて澁木に不贈事
は老兄も御不案心之事故かくは取計ひ候也小田村之所贈は悉く老兄に附
し澁木之分は僕等辨し候は、事萬全に候得共筑々孤立之僕何共致方無之
因あかくは取計ひ候也右之通萬御推密可被下候要之僕雖汗下非營私計利
者也尊家雙親健在杉君は當時歸國是亦御佳勝何分活氣勃々之語不挫不折
様偏に奉願上候
坂本榮二郎文魁堂に居らざる由尋るも不相知申候當時墨夷は去帆しかし
和成るは分明に御座候不言而可

七月十六日

榊取家文書第一(安政元年七月)

蕭海生

松陰老兄

四 中村道太郎書翰

〔久阪義助宛〕 安政二年三月廿六日

明早朝鹽屋町疊屋土谷彌之助と申候者方迄御出被下候様奉願上候遠崎月性上人出萩に付少々得面話度趣有之候必々御差繰御出可被下候今日は御舍兄様御忌日かと相考申候不堪流涕候頓首

廿六日

尙々朝六ツ半時には必々御出可被下候以上

中村道太郎

好生館 虫損
久坂秀□□様

急用御直披

五 吉田寅次郎書翰

〔榊取素彦宛〕 安政二年七月十四日

新涼日に可入讀書之候正に此時に御座候益御精勵奉想像候小生頑然仍舊御放懷可被下候扱先日は御高作拜見何卒小生へ被下候分御改録賜候様奉希候哭村田翁詩雄篇大作甚可觀小生これに付案し付候事有之翁は近代の人物物故いたし候事實に大働すべき事也但傳ふべきは其行實なり蕭海生へも傳を立候様に申遣候間彼生は紛冗且甚精勤も致さぬ趣に候間不知能成其事否夫は成にもせよ漢文に撰ひ候へは自ら簡淨に作り立候ゆへ事實も漏脱多きは免れぬ勢に付何卒學中有志之士も餘分に可有之候へは貴兄其の總裁をなし翁の行實一篇を真假字位に出來候は、甚妙なるべし僕眼中之人中谷正亮小川甚兵衛など幸各其父の傳説も可有之に付此兩人などへ託し其聞く所の確實なる者を輯録せしめは亦良材料も出來可申此段御勘合可被成候實に翁の行實は翁を傳ふるのみならず國家更張之美舉も是に因て傳り可申且後來政に當るものゝ心得になる事も可有之候間何卒御

心を盡され候様爲國所希に御座候扱幽囚奴輩が色々申候事も實以恐多く候へ共國家之事如何成行候哉虜氛漠々志士高枕之時に非ず第一志士協心候はるは迎も事は出来申間敷候嫉妬猜疑之心根を絶滅する事大急切之事上下貴賤茲に心付候もの幾許そや萬附後次候不乙

十四日

寅 二郎

尙以先日阿兄へ託し候河野某の書誠に御面倒之至には御座候へ共飯田生なと、篤と御示談可被下候河野之爲人僕深く洞悉す褊狭小狡之所も多し但其才可用所あり且義に遷り易き一種之質あり亦可愛のみ僕雖不云敢取之此人を得て頻る益あり因て思ふ天下才なきに非す用ゆる人なきのみ哀かな

文侯大兄足下

六 吉田寅次郎書翰「榊取素彦宛」 安政二年十月二十一日

十月廿一日

寅 拜

近日例の婦人會の節武家女鑑を讀申候御一咲阿座上勝佐々木謙歸著老兄の近況相聞殊に安悦

風災後二豎之御厄に被爲罹候由甚遙念仕候處漸々御快復奉賀候併善後之御治養專要奉祈候先日鄙文之高評難有感銘乃獄中へ傳示致候獄事別番與道太書にて御察可被下候在獄人二人中七人脱繫河野本月十六夜なりも無恙歸家仕候三田尻にも丸に天野へ任せ候趣にて格別此餘嚴勵之所置も不致事と相見候河數大悦之様子老兄へも可然申上吳候様申事に御座候但有隣生依然囚奴權奸の一隻眼悞るべし併當人の爲には却て奮勵勉強も致すへし然共友人則不忍也

小田村士毅老兄

座下

七 吉田寅次郎書翰〔輯取素彦宛〕 安政二年十一月廿二日

拜復仕候不相替循々御誘導職事御精勵之由拵賀之至奉存候寅事蟲魚爲生亦不得已之奇耳却て勉強には吐舌するなと御過許不敢當々々々村田翁之一事御尤に奉存候併何卒御閑暇もあらはと所祈御座候阿戎彦介へ申遣候葉山か話之事御尋被下却て赤面仕候併葉山か申所にては隋の王通が王珪魏徵を取立候由毎々申候何も確據は覺不申候貞觀政要には如何ありし哉忘れ申候此間通鑑にて氣を付候へ共其事無之隋書の本傳にて閱度事に御座候王通は即ち文中子にて王陽明深く其論を稱する事傳習錄にても相見候葉山は一齋門下にて陽明信仰故文中子をも稱し候事に御座候又今日宋元通鑑にて見候へは陳同甫も孟子以後唯王通と申居候右に付兼て愚案仕候漢已來之人物を論するに古賢皆宗旨ある様相考候

董仲舒は程朱の取る所

楊雄は韓文公の取る所

賈誼は蘇家の取る所

諸葛候は陳同甫の取る所

此類不勝枚舉候へ共要之各家宗旨ある様相見候高論如何鄙稿高評被下候由厚忝奉存候何卒早く御投示企足而待又夏時五古一篇御投示被下候分御改録三枚候は、千萬難有奉存候間御面倒には可被爲在候へとも深く祈る處に御座候半藏へ久しく問聞を絶し甚負本意候事に御座候實は廢錮之人世と通すべき之道なし強て通せんとすれば其人を辱汚するの譯と存差控居候事にて何様之親交も彼々一字なきものは絶て是は不寄書積りに御座候非敢遣交義義宜然と奉存候御序此意可然御尊失敬之段御謝述被下候は、難有奉存候扱北陸日誌は矢之介を傳示にて一本寫留仕候唐太の誌も御示被下同様寫留仕度に付數日留置申候北陸萬里住る踏其地者絶少而踏而記其事者最少至于記而巧其文者吾未曾見之右者剝于半藏願亦本藩之榮なりと寛話奉頼候別に少し申度事も御座候短跋になり共

仕候乙乞正可申と奉存候

江戸地震可驚可懼之至右に付二策を草し懸候へ共阿兄に叱られ直様塗抹
仕り今更申出苦しく候短古一篇是亦阿兄へ示し置候間御一笑被下候は、
妙なり

河野氏之事に付飯田生へ御噂被下候由御面倒之御事恐入候同人へ申聞候
處厚く感謝即別紙之通申遣候故是亦入御覽候全體河野之事體如何に候哉
僕熟觀其人甚しく悪むべきの人に非ず益成括とは可申か然とも其有才は
可捨にあらず未聞君子之大道處は一人に備らん事を求むべきに非ず渠在
獄八年亦可謂久矣一舉手一投足之勞を忘れ轉之清波もの無之は憐むべし
親族中之議論如何に候や只親兄之恕せざるのみやにも承り候間此れ等之
事情御聞知之事共は無御座哉愚意を以て相考候に孰れか一人保任する人
ありて歸宅せしめ郊外におゐて筆師などもさせ家事を經營せしめは事自
ら便なるへく被思候且盛世一人才をも捨ぬ美意にも叶ふべし此義樽俎を

越るに似たれ共思ふ所陳せさるも不本意と奉存候故區々如此多罪不乙

廿二夜獄燈下

寅 白

文 候 兄

足下

尚篤令愛日に増し生長と奉存候何日趨庭間禮詩父母之心は人皆有之不
宣

八 吉田寅次郎書翰榊取素彦宛 安政三年春

一鎌倉瑞泉寺にて藏書は種々有之候ゆへ御借觀可被成候夫寺之徒弟に元
薩藩士なる梵誌と申僧有之此人近況は聞へ不申哉何國に居候段知れ不
申哉御尋可被下候歸源院も御尋可被成候惠純と申圓覺寺學寮に居候僧
あり此兩人亦本藩人なり

一 浦賀にて中島清司御訪被成度候此人僕曾一兩面頗る古武士之風有様覺候

一 桂小五郎へ僕近狀御話可被下候又其近日之學藝も承り度候浦賀にて東條同居之由

一 湯淺祥之助が事逐々桂氏へ申遣候事も有之此生遂に輕俊不成用歟御鑑定可被下候桂は如何申候哉如何なる事相學候哉僕が持論にては西洋々々と申内書籍のみに拘り候は銃陣之法習熟し五十三之人數之師長出來候丈けに致させ度候彼生學力も弱く候所へ寫本や原書等にのみ拘り候は、何業か成るへき尤も讀書の功を加へしむへき事は勿論なり

一 大津の内田戸村名主永島庄兵衛同居喜多武平和流砲家にて讀書もあり豊饒たる老武士あり又神奈川宿の永島源吾と申もの庄兵衛同姓坂東第一之岡曳なり亦七十有餘之老夫なり

一 下田組頭黒川加兵衛^{嘉カ}用人藤田慎八郎水戸人にて豪談客なり下田甲寅夏

墨夷退帆後又々來り候夷舶の數等御知らせ可被下候

一 乙卯蘭人別段風說書桂氏へ御聞合せ可被下候

一 野村番藏へ頼置候獄舍問答御請取御開封御一見桂氏へも御見せ其末御返却可被下候過當之論御叱正可被下候

一 江戸にて永原武御尋可被成候

居所は久保承知仕候西ヶ久保竹中圖書頭邸内なり

一 大橋順藏も上書并隣疝臆議の趣にては先正論之士と相見候一 暎拂近來怨を解き候趣に相見候所其始末如何御聞糺も御座候は、御知せ被下候様奉願候

一 健作兄へ獄中已來之厚配を懸候高情難謝盡故暫く置近況如何又八家文は御返し可被下候

墨夷貢獻書

△^{甲號}一子ウヨルク地名物産記

△^{乙號}一合衆國地圖

楳取家文書第一 (安政三年)

- 一 海濱の圖
- 一 墨西哥戰傳 林へ贈る一に阿部へ贈るとあり
- 一 同國內戰圖 同 同
- 一 亞美理駕開國史記 四卷。
乙號と圖書ならんか
- △ 合衆國各省地圖
- 一 亞墨理駕林禽圖數本
甲號と圖書なるへし
- △ 亞美理駕嫻約物産誌并圖
- 一 亞美理駕各信館名一本
- 一 農政 二卷
- 一 内教田植樹養畜法則圖
- 一 建造光樓譜 二本
- 一 此光樓建在海邊夜船望見能入埠
- 一 立國戰場圖傳 一 松平泉州へ贈る

- 一 嫻約省政典誌 一 松平伊賀守へ同
- 一 書籍 一 久世へ
- 一 米坭索得省土石譜 一 内藤へ
- 一 圖 一
- △ 亞美理駕嫻約土産圖傳十六卷
甲號と圖書カ
- 一 合衆國大會館史記四卷
- 一 嫻約省大小會館日記
- 一 嫻約省律例
- 一 倣火輪机法則一本
- 一 數省地理圖
- 一 嫻約省書院全書

九 吉田寅次郎書翰「榊取素彦宛」安政四年正月廿六日

榊取家文書第一（安政四年正月）

老兄歸期日近何も御歸國之上と相待申候去臘松島尊兄も一寸御中もとり
 被成至極御壯健奉賀候一夕得拜話候同しころ京都梅田源次郎來萩學校へ
 も度々参り候よし諸先生大に感心之様子に相聞申候最早歸京すへし同人
 事京師吾藩邸監宍戸九郎兵衛翁大に懇意之よし老兄御歸途京師御立寄被
 成候は、梅田之事は宍戸へ御尋被成候は、相分可申候清三朝實錄探要萩
 書林に無之候間一本御取歸り被成間敷哉御歸り之上御不用に御座候は、
 孰か取可申候小兒輩へ十八史略元明史略之次に此冊を與へ度奉存候○先
 日申上候得共片紙へ書付候ゆへ草卒之折若や取外しもしつらんと阿兄申
 上候故又申上候佐藤が書御讀被成候由妙々僕も此節大に其書を愛し申候
 農政本論經濟要録は寫して藏し居候故二た重になり候ゝは無益に候他書
 を御取歸可被成候山桐秘録など最欲一見候也勿々不乙

正月廿六日

寅

二

再拜

小田村老兄

案下

尙以不遠拜眉仕儀には御座候へ共其内長路之山河随分御自齎專一に奉
 存候事

一〇 口羽徳祐書翰

立見直八宛

安政四年二月十六日

其後は不候起居怠慢之罪萬謝々々益御壯健可被成御勤學珍重存候小生儀
 も依舊碌々罷在御安意思召被下候様希候陳は此度同藩醫生久坂玄瑞と申
 者登府仕候右玄瑞生年十九氣力も有之藩中少年之才子に御座候何卒御心
 易く被仰付御付會被下度候様奉願候藤森翁羽倉公へも頼み遣候間尊兄に
 於ゝも僕に不相易萬端御引廻し奉頼候書外後鴻可申述候其内時候御用心
 專一に奉希候爲其早々敬白

二月十六日

榊取家文書第一（安政四年二月）

二十三

立見直八様

口 羽 德 祐

二陳 幾重にも々々宜敷奉希候玄瑞儀英發有餘平實不足方に御座候
此餘尊兄御取捨奉希候以上

三白 尊兄御紹介被下安井翁へも御引合被下候様に奉希候以上

一一 松島剛藏書翰「榊取素彦宛」 安政四年六月廿七日

殘暑今以甚敷候處貴様御滿家様御一統御揃愈御宏福被成御起居候半と珍
重并喜之至に存候次に小生事無別條罷在候間乍憚御省念是祈扱先達亦
兩三度書狀得貴意再應貴地へ便りも御座候處始終貴様猶又留守よりも一
向爲何消息も無御座候間折角如何之事に候哉健作之様子も有之候に付兎
も角も是非共書信可有御座候處に其儀無御座候は彼是之御心配にて貴様
御不快御臥蓐共には無御座候哉と想像罷在致懸念候又一つには留守に

亦小島方内輪何ぞ風波共差起りはいたし不申哉と氣遣申候此書信相届候
は、健作始味を始小生留守模様等に至る迄何卒無御腹藏何も逐一被仰越
候様に致御頼候爰元都合平穩水野筑後守殿阿蘭陀其外英吉利等交易一件
類に此節御詮儀御座候由未だ被仰出も無御座候港口炮臺等も新規に築造
相成候由猶又西役所傳習人數は至極嚴重に取締此迄より一統門限等六ヶ
敷相成申候此度江戸より傳習に被仰越候段御達相成候人數別紙に書記懸
御目申候猶又風説書一枚差越候間先便差越候方は一同村田次郎三郎にも
御貸し被下候様に是祈申進度事は海岳御座候得共期後便縮置候先は時下
御見舞旁如此に御座候恐惶謹言

六月廿七日

瑞 益

煥花押

二陳 申も疎殘炎御加養專一に存候乍筆末御内様へは宜敷御傳聲是祈

別封留守の御傳達可被成下候以上

伊之助様

梧右

一二 吉田稔麿書翰吉田寅次郎宛 安政四年十一月廿六日

今廿六日夕來島君に逢杉藏と同敷參り上禁府書を托す來島曰いきそふな
ものじやがと左候而談話色々就中時勢の論あり西の丸將軍家嫡なく紀州
をすへし或は一橋をすへしとの大議論御譜代中に有之由一奇事御察し可
被下候一橋は水戸老公の季子なり故に老公水戸出たり入たりせらるゝ由又一
橋氏西の丸と成ては水戸老公預る故是迄の幣制改むるべきを惡んで麾下
の士紀州をすへんと計る由又一橋をすへ候へば越前公英名ありを大老職とな
すへしと也又松平伊賀守を再職させたのも右の儀ある故なり又齋藤彌九
郎等一橋を西の丸へ居んと計る由伊賀守殿借金あり是迄の職勤められぬ

を齋藤彌九郎等其外一橋方相謀ひ即日金三萬兩を伊賀守へ獻せしとか聞
其快談中へ人來り終に止

十一月廿六日密々にと書

大密書

秀實

松陰貴師

虎皮下

一三 僧月性書翰吉田寅次郎宛 安政四年十二月廿四日

拜復御弔書賜り即刻到手泣血拜誦御芳情難有奉感謝候先妣は母而兼父候
人に御座候所狂の不孝終身一日も不能使其安心俄に永訣仕り終天の遺憾
此事に存候御垂憐可被下候慎齋の御書近便轉致可申候御令妹を日下生
の御妻の由御好配を被得御滿堂御大慶と奉大賀候御令妹を先年桂生に勸

候事御座候が小五郎は壯士に候へとも讀書之力と憤夷之志は日下生遙に可勝候誠に佳婿々々何人の媒介に御座候や中邨とも思付と奉察候此回中村日下皆々弔書被寄候へとも此便至る大急に不能返書御序に可然御斷可被下候先日放言續編遣出候分定る御到手可被成候楊椒山集遣上度候へとも後便を相待候此節は大喪中佛事而已修行讀書歌詠も廢し酒も不飲相慎居候孰れ來二月中旬には出錫於府下追孝の說法とも仕り先妣に供養可仕候先は右件々申上度勿々援拙筆候時下殘寒甚矣爲國家御自重是祈頓首

十二月二十四夜

月 性拜

二十一 回老契

侍史

日下生松下塾に寄寓尤妙吳々も宜敷御致聲可被下候松洞生來杖相待候

木原老人も所詮不快の由何卒在世中に及慶事に存候

一四 吉田寅次郎書翰

榊取素彦宛 安政五年二月廿八日

阿月貴書達候御壯志妙々

京師の事何如やらんと至極案申候桂小五郎與來原書に而西城決着之事

承之大愉快右に而愚考するに

天朝之正論と西城の正議と合體して天下の俗説を推崩し神州を維持する

事方今の急務なり

天朝の御中興も征夷の御中興も此辰なり

天朝の正論を守り立候事征夷氏長久之妙計なり此事桂と談し玉へ桂も赤

川淡水も上京に不可若桂は奥羽行の積とか申事是は急務と覺不申京師

人材を聚め 公卿の弊習を竹島論公然上書に不可如と存候松洞も同説

なり御申談可被成候○江幡櫻任藏長原武などへ別に添書不致候間秀實

御申合御紹介可被下候。○江幡文虎若西遊の思立も御座候は、秀實か若くは老兄より有隣清太郎へ御添書可被成候松如へは吾樓自書あるべし併文虎此節如何の状態に候哉。○欲斬墨夷の三義士尙在獄候哉尙在らば少しく情を通し置たし其術傳馬町囚獄石出帶刀へ行て問ても分るへし又牢屋同心に田村金太郎と申あり此人鍵役と云て五六人あり佐々木何某筆頭なり其外姓名を忘る金太郎に往て様子を問ふへし又傳馬町是が尤も妙に源左衛門と申ものあり囚士獄中より吏に對する時の駕固をかたく棒頭にゐ奇男子なり是に往て問もよし左候ゐは金一方なりと托し書を送るべし復書は恐くは得すまし是は獄中の情あり怒る事なかれ

鍵役牢厮同心の内當番の内に書狀を頼むに可然人物あるへし源左衛門に問ふべし。○天下の事情世間の新聞奇書等松洞と御申合力を極めて捜索し長井へ御見せ世子へ差出候策專要と奉存候世に奇士あらは松洞へ像させ足下傳をかき世子の耳目を驚かし玉へ

二月廿八夜松洞至且談且書

先日か月性法話に付塾中會を廢し童子皆赴ききかしむ昨日法話終る今日より詩經會初る山根生來る生中々氣魄あり可愛村塾増築之議初る委細は瀬能まで申遣置候此節土砂搬運は皆塾童なり雇人は一人もなし大愉快云ても盡期はなし先々閣筆。○來原大妙。○周布も亦妙

松陰 囚 奴

觀月 先生

座右

一五 松浦龜太郎書翰

吉田寅次郎宛 安政五年四月八日

三月十八日於遠州若林村伊藤傳之助に逢ひ幕府之様荒増承り諸侯一統強との事至極愉快に御坐候。○英太郎日に増奮發是も同斷。○傳之助早速御尋仕候間何卒宜様奉頼上候此人至ゐたしかなる者にゐ成功一見して可知道

中心事動々萬縷不能盡書外傳之助に托申候其内御自愛肝要之御儀に奉存候不備

八日

無窮

松陰先生

玉机下

尙々塾中諸幼君一同も早く奮發せられる様奉祈候

一六 土屋矢之助書翰「吉田寅次郎宛」 安政五年七月廿二日

殘炎甚御多元奉賀候廟議一定致候由可賀々々藝州木原を書東到來清狂祭文再至供電囑候故御痛正可被成下候過日友人村田勝藏を承り候得ば默霖備之三原にて囚られ藝城にて囚獄に罹り候由實説の様申居候然し一怪事也遠崎邊にては長濱に歸り居由虚實不分明御塾生藝州御下し御尋ね可被

成下候乃兄近來御紛冗ならん一向御目に懸り不申御次手に御致意可被成下候頓首

廿二日

蕭海生

二十一回夫子

侍史

一七 中谷正亮書翰「吉田寅次郎宛」 安政五年七月廿七日

本月十一日貴翰過る廿四日相達忙手奉謹讀候杉藏登塾仕候由同人方も報知仕候高杉も自力に廿日發程之由當節は日々翹首可相待申候半藏は何等之事に上京仕候哉至極不審に奉存候尾寺も遊學不差免候由嘸々不平と奉遠想候造船之事誠に妙なり何卒愉快に行はれかしと奉祈候京師は江戸にも御國にも別々便少く江戸往來之飛脚も立寄不申候先日追々福

原にも論し候得共中々引上げて吳不申何分太平人にも困り申候如來論來島と書面往復之事速早話し置申候何卒用ひて呉れはよいと祈居申候來論之肥後人今日藩邸の尋來り先生に御面會之様子話申候格別之人物には見不申候此節は梅田方に寄宿仕居由話申候此間淡水玄瑞上京仕候處俗論に不淡水も歸國玄瑞は梅田方に寓居近々之内大和高田の行積なり平塚のは一兩度參り申候得共病氣或他出に未だ面會不得仕候山田梅東のは致面會高文之評相頼置申候此人至る迂濶時務杯は一向談不申候實に不知様子に御座候家里新太郎も塾を張り書生も大分有之候様子此節は關東之手先共致し居候様話も有之候故余り附合も不仕候久保氏檢使誠に妙なり來原之様子誠に歎息之到に奉存候梁川も梅田に遣はれ居申候遠略之論杯も中々相談成兼申候眞部上京之事も今以相分り不申候大老も當分上京之儀不脱力相成候由因循可惡京師之形勢淡水の御承知と奉察候先日は已に内勅も下り可申之勢之處今日に到り又々様子替り候様子何分何爲御決極も無之

由追々正議之次第も御衰へ被成候哉之由承り其慨歎は逆も愉快にも事行はれ不申候然處先日以来 朝廷之畫人岡田式部丞と申者に出會仕候此人到る之好人物正論之人に御座候三條家の親近に罷出候由此内々追々雄略論仕候得は到る同意之様子に不何卒書取吳候様申事故先生之議論之通りに此節之様子を加へ名を除き候相渡し置候此人申分に此議論誠に妙なり何卒 朝廷之議論として行度者なり三條殿屹と御勸め可申上と申居候未だ何爲返答も無御座候得共とふか面白く參り候様奉考候舟越清藏誠に感心周旋仕候小生處にも毎々參り申候此度も到る急便故諸君には別に書狀差出し不仕失敬有隣兄にも御投翰之御禮御頼仕候宜敷奉希上候

七月廿七日

正 亮拜

松 陰 先生

梧下

一八 高杉晋作書翰「吉田寅次郎宛」 安政五年八月十三日

玄瑞君も益慷慨過浪華至京師愉快々々京師之事實可悦可懼實に天下之安危於是決矣有志之士臂几枕書之時にあらざるなり能回眼見諸侯之赤心能護鼎扶明天子然而避京師浪華江武之地以謀大義是我か所望也然則先生は可謂居于よき地故先つ使安父兄之心密に使門人以爲沛公乎是固先生所常爲然も我弟子之心を而發之能免せよ玄瑞は又別世界且夫京都は最醫人所集會不及避嫌義其形醫而其心丈夫以居京師實得其處賓卿者京師行惡し又伊勢行も悪く九州行最然々々有隣君之遊學此節はかたて悪し僕之遊學議論宜鋪御頼仕候此先達之議論行るゝか不行るか之處内々先生之御心得之風をして小田村君も御相談被成下候は、難有奉存候若し此議論不行申候は、手段亦わるましきことにもなし乍然成る事なれば相成候様御計奉頼候昨日初度之法事大込り致候何分立たり坐したりするに目かまいそくな

やうに御座候今日も少々は客も有之候得共昨日之は大違に御座候明日からは讀書少々仕られ候間彌次郎か誰かを御遣し可被下候様奉希候對讀てなくては難致仕候

○秋良小助之上京二州之爲害乎爲幸乎僕未知其別秋良病決る二日醉ならんか玄瑞之上書愉快々々半井激發亦可悦晋惟馬關之議不足懼雖然玄瑞之上書決る在不可受幕府之言也所其言馬關は清末長府領も御座候中々此儀は小藩にて武備も不行届に候間丸に本藩御引取被成下候段など之議論妙策也

○野村か上京も又有意矣

○肥後なと之うわさ無之様子僕其怪焉竹島論不待秋良氏

○土屋氏亦一歌人

○仙臺片倉尾州成瀬薩侯之大刀僕怪焉僕今度京師之議論は唯在近年遠足也草々如此し多拜謹白

十三日

晋作

松陰先生

御案下へ

二白 幾重之天下之形勢此節之如くなればだいぶん愉快々々先生能自愛せよ晋再拜

(封表) さとりとか云ものを開かと思が宜舗佛書有之候は、御送可被下候

晋作拜

松陰先生

御案下

一九 吉田寅次郎書翰

「來島又兵衛宛」 安政五年十月十九日

久絶消息候得共榮太杉藏などより毎々御様子申來且來原々毎々相伺彌爲

國御勉勵之由奉欣然候御地桂も御同僚に被擢候由一段之儀奉存候玄瑞松洞杯不一方御厄介に相成候段奉謝候陳此度杉藏事一先彈正殿家來に致度被申候故は片山氏へ養子に遣す策に御座候先日榮太まで中村貫二伴之事申遣候所色々御周旋被下候由然處彼は已に中村庄七へ参り又杉藏事は七月頃意中には色々工面仕候得共所詮面白く不参候所此度彈相大に同意にて早速事相定り申候 右に付何卒杉藏早々歸國致候様彈相類に被促候間此内の水戸事に組の者一統被差留意に出足出來不申譯に共御座候は、御周旋を以歸國出來候様御取計奉頼候儒官に靡され候事に付杉藏定て不満も可有之候得共是には色々議論有之委細は高杉尾寺と談置候事に候間二子被仰合杉藏御諭早々御返し奉頼候杉藏も儒官に相成候は、君側へも出られ候事に付心一杯の直諫も出來可申又遊學之事も思通りに可參候若強而不満を申候は、杉藏は諫死不得仕男と品目致候間左様心得候へと御傳可被下候此地にて彈相も杉藏が屈せず時は如何せんと被申候ゆへ小生へ御任せ被下候様にと相答候も杉藏は天晴諫死の出來る男と品目仕候故の事に御座候又學問未熟なと、託言可

仕候得共杉藏が學問識見は絶渡苦心策に於彈相も小生も最早品目致候故
今更外飾も謙退も出來不申候何分學問之高下を論居る今日にては無之候
間萬々御頼仕候○來原も本月九日長崎行仕候○京師へ去月廿八日組
のもの六人罷登り候へ共未た何たる形勢も不申來日夜相待居申候○御地
水戸の義舉九月十七日尾寺の書同廿七日榮太杉藏書にて相分り候得共水
戸人歸國之段は何共得其意不申候今歸り候は大事去矣に御座候尤も歸
國之上再舉之積歎誠に氣遣敷御座候○玄瑞が月性傳の事度々申來候得共
所詮延引仕候土谷が月性傳符中に入候間御一見之末玄瑞へ御渡可被下候
私の書事は他人奪去未た返り不申候又藤森へ清狂吟稿叙を頼候儀至極同
意之段旁玄瑞へ御傳へ可被下候○飯田正伯は奇僧に御座候間追々御推挽
奉頼候○京師六人の者共々京の形勢申來候は趣次第少々覺悟も御座候得
共未た何事も不申來に付此節は死んだ様に相成居申候加之來る廿三日は
小學生の試讀とか申此節日夜童子蠅聚何事も廢し居候付諸友へは別書不

仕いつれ有志之人々皆々御小断まで出來候事に付乍憚此書なりとも御見
せ奉頼候

九月十七日尾寺が書來無答

同廿七日杉藏榮太同断々々

松洞近來書來不申候生ては居候哉

玄瑞東下の後未た書來不申候半井頻に周旋の様子感心贈一書度候へ共
于今因循仕候飯田正伯最早着に可有之候一書を贈り度候へ共此度はす
べら仕候桂は盛に可有之奉察候右之人々乍憚御傳言奉頼候

十月十九日

寅次郎

拜白

又 兵衛様

杉藏歸國何分急務御座候併此書達候迄には出足出來可申哉
此度豊前の嫡子益田豊三郎入學萬事寄組の懸持方を打破り居寮生何事

も平士に同じく仕候様決著仕候是も大事中之小愉快と奉存候淡水は盛也今日も御參堂にて勤王論致講釋候由使公上感泣たりと申事

二〇 吉田寅次郎書翰「榊取素彦・久保清太郎宛」 安政五年十二月八日

拙者儀此度御聞込を以投獄也然處拙者考候所にては天下に眞勤王僞勤王有之身不肖ながら拙者并同志之面々孰も眞勤王に候故僞勤王共之忌諱に觸れ如此成行候事と存候左候得は眞勤王盡く斃れ候時は僞勤王は不殘眞賊軍に可相成眞賊軍と眞勤王と不可同天は當然に候得は僕之投獄は終身之最後と覺候就否は僕之一身關係不輕事に候間罪名明白に相成候は否は卒爾に赴獄之理萬々無之事に存詰候此考間違に候は、御存寄承度候諸同志へは貴兄様方を御傳へ被下各存寄書面印封にして御取集可被下候也

午十二月八日

寅次郎

伊之助様
清太郎様

尙々拙者儀罪名一件不行詰候は、僞勤王共之逆焰を恐れ早々獄中へ逃込候様にて同志中之面目を失候筋には無之哉且拙者投獄一月ならずして日本六十六國へ響亘り候儀に候處罪名書載無之否は天下之是非何共氣毒に覺候此段をも御勘考且各存寄をも御聞取可被下候也

二一 前原一誠書翰「岡部富太郎宛」 安政五年十二月十五日

崎陽行の序に馬關より亡命僕甚だ難とせず且京師にて大原卿え謁し候事杯も固り容易きことなり左候否大原卿は僕等が論を用ひらるべし大原以上の上の正論の公卿如何あらん若萬一公卿方の仰に汝等が心切誠に辱し乍爾先日間部攘夷の命を蒙り候左候處事火急に行ひ難きに付借すに數月を以するなり萬一此度の勅も亦奉せぬ時は頼むとか長門え勅を下すとか被申

候時は僕甚た困るなり困る所以は此度は私の亡命に非す何にしても命を蒙り崎行する身なり夫故暴露するや否や直に上の尋ね人となるなり私の亡命なれば此事決あなし七日過れば出奔届けにて濟なり

一僕此度の西行是非止んと欲す乍爾愚父え論じるに諸君の力をからねは出来ぬなり且又小田村先生より此節御國の様子天下の動靜且僕此度の西行命を蒙るいえとも君公之御參府に附ては何如なる變もあるべきもしれず故に病氣に成候も止り候方忠義原不明□杯とか云やうな御教示之御書簡一通もらいたし随分精密程妙なり此位の事獨斷で來ぬ奴つなれば取るに足らぬ奴つ議る足らぬ奴と諸君の罵笑も愧かしけれとも僕が賤劣は允し玉へ

一西行止て後に亡命は僕すべし是は私の亡命故實に僧侶になりても或學僕になりても又手代になりてもよき故縱令事がなきとても毫もつかえ候事はなきなり又家を脱するの策も僕按しつきたり此事は同志中なれ

義卿先生入海之時も決断は多く友にあるか

は誰えなりとも語り玉へ僕決あ僞らざるなり

一夜前より膝の痛み増し候是亦一幸也

一僕實に不周旋故に此度の事起りし也諸君え對し實に面目なく心痛無此上候

右之事件御同志被仰合御廻復奉願候乍爾松陰先生へは此事急に知れぬ様被成遣候様奉希候萬々俗論奉恥候不全

十五日

八 十 郎 拜

富 大 一 様

侍 史

追 啓

一先生兄の酒を禁する事は已に獄中御對面の時に先生の口え三度までも出たる由夫てさえも遂に先生兄え言能はず遂に書を以す僕が父と

斷然争はぬを兄等嘸かしをかしく腹誹し玉ふかなれとも極く言苦し
候間得失を委細に解きたる書を玉はれかし苦心言語に盡し難し憐
察し賜え

一 僕か往處は前後左右東西南北悉く大澤とはなんとをかしきことにて
はなき乎

一 松陰先生より賜ふ處の書小田村に願はくは取よせ吳たまえ

一 書餘可申こと山海なり面陳を期す

八十 良白

子榊岡部君足下

二二 入江九一書翰「吉田寅次郎宛」 安政五年十二月廿二日

京師松洞事謹託三位上書無間然候彈正決壅一件も承知先生野山行之後は
朝暮拜顔も難得可有之に付半折徳民へ託し申候先生之眞面目を可見もの

勞揮毫度候以上

廿二日

杉藏

先生 丈室

二三 吉田寅次郎書翰「杉百合之助宛」 安政五年十二月廿七日

昨夜之御病狀如何被爲在候哉別筵餘り愉快に過跡にて御勞れは出不申哉
と奉案候出立後途中にて音三郎榮太郎母も船津にて出庄馬甫仙母橋脇の
彌二土原にて岡部杉藏唐樋にて佐世父子皆々一面仕候扱又橋上新道等々
遠近眺望誠に四五年來之大觀に御座候有句云江山不似世人面仍舊婉然向
我媚この世人は行人にて前書數人には無御座候獄中蒲團二枚重ね毛せ
ん小蒲とんよぎにて酒氣未解内明申候起候得は已に雀語近夜相繼き夜深
し眠を補ひ勿論甚暖に御座候今朝少々就業可申と奉存候何も御安心被

成遣御病氣御保重奉專祈候

臘月廿七日

頑兒

寅 二拜白

大人 膝 下

二四 久阪義助書翰〔妻宛〕 安政五年冬

一ふて、り、寒さつよく候へともいよ、おん障なふおん暮めてたくそ
んじ、り、まい、く文まいる此よりは何かいそかしく打絶申候みな、
様御無事遊はしめて度御事に御座候とふそ、く月に一度は六ヶ敷候得は
三月に一度は保福寺墓參はおん頼、り、申も疎御用心専に候皆々様、宜
おんつたへ頼、り、何も後便申候、も
尙々きもの此うち飯田の使まいる儘に受取申候

玄 瑞

お 文 と の

る

二五 前田孫右衛門書翰〔榊取素彦宛〕 安政六年正月十七日

昨日は御投書辱奉薫誦候折柄來客有之不得即酬失敬仕候被仰聞候事件向
々及示談候處杉藏兄弟は此節之事故相對仕らせ様無之其上大高なるもの
は梅田源次郎知己と申噂有之候付當節爰許滯留仕らせ候、は何か嫌忌之
趣も有之候付格別用事も無之候は、早々出足仕らせ可然との事に御座候
間右様可被聞召候誰も應接仕らせ候は、仰之通京師邊之事情も相分り可
申候得共前條之次第に付甚以遺憾に奉存候右爲御答呈寸楮候、它是萬讓拜
晤候以上

正月十七日

前田孫右衛門

小田邨伊之助様

内貴酬

二六 入江九一書翰〔楳取素彦宛〕 安政六年正月廿四日

二客定策書面認度色々手段仕見候へ共難豫計とて認不申候粟田之義傳手は書取置申候粟田内大賀主殿竹田相模と申二人平島之傳手也相印杯も受取置申候又福井へ書翰相渡申候且又今日先生を書翰來り夫に付亦も不遠内御密議仕度一條も有之申候又先生へ御返答之儀に付預御相談於拙も今日如何も致方無之御満腹之所御答可然奉存候餘程之不平と相見へ申候以上

廿四日

杉

觀月先生

二七 吉田寅次郎書翰〔杉梅太郎宛〕 安政六年正月廿六日

上家伯教大兄書

辱示文侯詩并跋。文侯自謂。栖々遑々。志業無成。舉家拏。煩君家。文侯兄弟。學問夙成。寅等常得切磋之益。及寅繫郵獄。兄弟周旋甚到。則文侯非煩吾家。吾家乃煩文侯耳。然親戚之義。相愛相助爲主。吾煩彼。彼煩吾。亦何較焉。但吾家得學問文章如文侯者爲婿。永無失斯義。斯美矣。寅欲裁一語。謝向煩文侯者。而身在牢狴。未敢願大兄幸爲寅致此意。不乙。

正月念六日

頑弟 矩 方 白

二八 吉田寅次郎上書案 安政六年春

拙者儀公儀御咎中には候得共時勢切迫と相考愚按之趣左に申立候

楳取家文書第一 (安政六年正月)

五十一

先達て播州浪人大高又次郎備中浪人平島武次郎兩人來萩政府の諸君子に相對仕度相願候得共御許容無之被差返候由右に付彼兩人の者胸中の處傳聞仕候處同志確乎の士三十人計りも有之且備後兒島三郎高德の後裔三宅何某と申富豪も深く同心に有之加之大和十津川の人民一統義に與し可申趣就ては勤王の義唱仕度存念の處辱くも主上叡慮徳川御扶助公武御合體と有之處へ幕府の奸吏抔容易に打果候事は實に以て惧多き事に付御當家は御門閥と云ひ君公御賢明と云ひ専ら目途と御頼申上兩人罷下り政府へ面談を遂げ長上下にて公武の御半へ御立被遊徳川御扶助の叡慮相貫き候様に有之度存念候處此度御相對無之に付急々立返り尙又同志申合君公御參府の時を期とし三十餘人の者は勿論三條公大原公など伏水の御旅館迄御伴仕是非君公行相政府の諸君子へ面謁の上旨趣申述是非共君公御誘仕入洛するの覺悟の由尤天下の事は千變萬化に付如何様可相成か知れず候得共大意の處は確乎不動に御座候由然處政府より遂に御

差返の御處置に相成候に付ては伏見の一事如何相成可申哉と實に旦暮苦心に絶不申左れば逆岸獄の罪人上書建白等仕へき身分には固より無之君公の御安危御榮辱目の前に迫り候儀を知つゝ安座飽食仕候事は實に苦心に耐不申寧ろ屈平の死に倣のみと覺悟仕當月二十四日より飲食共に禁絶仕専ら一死を期し候處未た三日ならずして同志にて先達て御咎を蒙り居候者四人一同に御免に相成公恩莫大なるを感じ且斯道未だ地に墜ちざるを悦び不覺又々飲食を復し申候然處前段大高平島の一條は不相替苦心仕色々工夫仕候得共政府の鬼籌神算中々下愚の測度仕得へき事にも無之候處彼兩人來萩の趣早々幕府へ御密白相成彼徒黨被召捕候歟又は伏見にて案の如く數十人公卿を奉し罷出たる時に臨み伏見奉行抔へ御頼入相成被差抑候外御處置は有之間布然處右様の御處置に共相成候は、殊の外の大變にて是迄は彼輩御當家を奉頼居候處俄に變して御怨仕候様相成右の黨類東海五十三驛孰の隈孰の蔭に潜み如何の無禮可仕哉も難計秦皇

六國を慶にし候威力にて博浪の一鐵椎たに探索出來さるの理をも御勘合可被成候依之上策とは難申候得共只今の御時勢に的中仕隨分御當家の御名望を失はず君公の御賢名を辱しめさる中策とも可申筋考付候元來謙讓は聖人の尙ふ所人君の美德と申ものに候處後世虚夸の事流行仕實事は絶て無之に外聞のみ事々しく遂に由なき事に公邊の御嫌疑にも相成候儀有之奉恐入候事に御座候依之右兩士の一條も謙讓の二字にて取捌候より外無之候先達て兩士被差返候も政府に未だ御決議無之故已むを得ざるの御處置にて全く御拒絶の御辭令には有之間布候へは急に有志の士兩人被差上左の通兩士へ御答相成可然候

先達ては寒氣の節態々遠路御來臨被下候段御厚志の程篤く致感銘候爾後被仰聞候儀政府に於て精々評議の上主人へ申開候處とか
家老共へ申開候處とか御厚志は幾應も深感仕微力なから相働度存候心は矢竹候得共何分にも當時弊藩國力不足人材不足何事も不行届にて態と御目差を忝ふし候御芳志に相叶

候様には迎も参り難く且當時諸藩共人材勃興の折柄に候得は此一條は他の名藩へ御頼可然存候右御斷爲可申述態と兩人差上せ候委細兩人へ申含候云々

と申御文面にて兩人厚志へ對せられ目錄品物等拜領被仰付伏見の事は口達にて精々御斷らせ可然候併ながら兩人存念も一朝一夕の事に無之に付容易には承諾仕間布御謙讓の御辭令を承り候は、尙以御慕可仕に付是非々々と申候は、今一應兩士呼寄せ兩相兩府の人々相對の上同様御謙讓の辭令にて精々御斷可然左候て尙々相歎候は、

素より御同心の事に候得共追々申述候如く萬端不足の中故心ならず御斷申す也是非に御頼と申事ならば弊藩丈の力は盡し可申に付伏見にて公卿御出浮等は事穩便ならず候間上京の節萬御申談可仕に付公卿方御率爾の御舉動は必御用捨被成度段御申通被下度候尤も右様不足の中に候へは何も御不満足の件多かるへく此段は只今御斷致置候也

と辭を定て御答可然候左候て御參府の節は必御上京被遊兩士其外の者且公卿方へも 君公御直對被遊議論一々被聞召届徳川御扶助公武御合體の事は何も御嫌疑の筋は無之事に付諸司代へ御申入可被成筋なれば諸司代へ御申入又江戸御下向の上御老中へ可被仰入筋なれば御老中へ御申入なされ諸司代御老中へも公卿方へも誠に御謙讓の御辭令にて御誠實盡させられ候は、假令徳川御扶助公武御合體の御大功相成不申とも 天朝への御忠節屹と相立幕府へも御信義御失無之天下共に 御當家を御依頼仕へ候此外謙讓を去て虚夸を事とし誠實を遣て詐偽を行ふ時は 天朝の逆鱗のみならず幕府にも御當家を疑はれ由なき讒口に御罹り被遊候儀も難計奉存候

二九 吉田寅次郎手記

安政六年春

向水戸二士齋老公密命至政府命放還之、二士不得意而去、輿論皆謂、申包胥奔

秦類也、果然則二人固有愧于包胥、而吾藩亦不能爲秦也、夫秦、西戎也、包胥徒知有楚國、而不知有周室者也、而猶如彼則今日之事、益可愧矣、當今水戸蒙 天子明命、而不能對揚、是蓋所以有于吾藩也、吾藩 皇別名族、西土閔閔、勤 王之事、固不待他藩、況爲人所求、徒然不答乎、吾藩門望已隆、加以今 公賢明、是以堂々、懸天下之瞻仰、今乃如此、一則辱吾藩、二則忝 今公、有司之過也、孔子曰、唯怒乎國步艱難、彼此更有、水戸之步、今實艱矣、故來求吾、吾乃不答、獨不思吾百世後萬有此事乎、吾今居名藩、仕賢公、而不察危亂之慘、其於恕道、爲如何乎、吾悲水戸之士、而惜有司之過放漫言如此、嗚呼、既往不咎、來者獨可不戒哉。

三〇 吉田寅次郎書翰

入江九一宛 安政六年二月二日

○孫助歸來候然處代へられさうな様子あるよし是には色々所以もあるべけれ畢竟肝煎等不過欲殺一人而分食其粟耳可憎
○急務は拙者評定所へ出るに不苦とそんじ候別昏早速小田村へ御談可被

下候

○和作事如何にも感心次韻致候是々眞實の學問せよかし學事に付て往復すべし彼是益あるなりと御傳へ被下度候

○傳之輔へ一書作候御贈り被下度候

○先日之議は如何

○千慮策一冊寫取候小田村へ返し後卷參り候様御頼いたし候

○孫助歸り懸け足にて直様出候此男至處皆客不喜とて除け候付御一宿させられ度候

二月二夜

松陰

三一 吉田寅次郎手記

安政六年二月十九日

是亦今朝の一則の次へ御書添可被下候

漫言一則

十九夜

松陰

天下未曾無忠義之士材能之臣也但其三々五々離群索居欲起更有仆之者欲進更有沮之者上自朝廷之尊下至幕府列藩當今無不皆然吾功憂之忽觀掘泉者而得之几徧地無有水焉然伏流沮洳安得灌溉之利乎有一人焉掘地得泉隄之防之衆渠歸焉天水集焉於是乎汪々千頃陂矣可以利灌溉也今吾藩門地素隆君公又賢銳意于勤王臣庶之衆有忠義焉有材能焉是甚易掘之泉也然猶有一二頑石朽株少爲梗碍焉切望四方之忠義材能旁來吾藩戮力協心發石除株混々發源又從隄防之衆渠所歸天水所集灌溉之及其利博矣豈獨吾藩之私哉別に愚見 大高此四人とは兼て事を議したるべし如何

大樂源太郎赤根武人傳之輔和作か罪は大高が宍戸へ論し早く免したき者也左候得は大高も立ところに四人を得る道理也

大高彌僕が議に同じ本藩の定論確定の上ならては不歸と覺悟せは同志之

士追々呼下すべし亦吾黨も良藏へ一檄を飛し九州の志士悉く吾藩へ馳集り候様周旋させたし

右二條國相府肯んし可申哉同志と御談合可然候

三二 吉田寅次郎手記

安政六年二月頃

愚見書附

御上京の上御參府と云論固妙乍併今の江戸方にては京に過らす直に江戸に下る事必然なり伏驛にて三條大原其外三十人の有志の士に出合夜抜か稱病か扱々見苦しき極なり其處の處置承たし前田完戸來島中村從駕の策もあらは妙なれとも是も恐くは出來さるへし桂は如何内藤北條は依然なるへし然る時は一旦御國を離るゝ時は無策と云べし清水の議論如何江戸にては事體六ヶ布事は追々申如く君公様直に井伊間部太田杯と御辨論は危し江戸當職江戸家老御直目付等直に大老閣老に謁する事舊例は

あるべし只今の所にては六ヶ敷はなきか外夷の處置は如何するか余が對策
か象山の取調書等取捨如何幕府の奸吏は如何するか水戸の二義士を追返す位の政府にて參

府せは細川と萬事御相談ともか上策と相成るへし

前田完戸來島中村と内藤周布井上長井清水と議論同體か同體ならば今更論する迄もなく長井井上周布發程の日定算あるへし異議あらは今日内藤を論定するとも御參府の上内藤一人の力にて長井井上周布を論伏せんや地方の論兎に角竿頭の鈴なり

僕か罪は兩府の撰充を論したか第一なるよし然とも撰充定らされは國事は何如論しても空論なり撰充論云

行相府手元前田 御政務座手元座御用兼完戸御用所來島 御政務座來原中村

再按するに兼重は仍舊も亦妙御密用御祐筆桂○内藤國相手元井上周布は當分江戸邸の弊を改むへし江戸邸の俗吏は一掃すへし北條は早々召返し

地方御所帶方現勤然るへし
此論行はれされは何を議論しても畫餅なり且余か議論は已に竭せり今更
言ふも無益なり然れとも言はされは罪を畏るゝに近し故に言のみ此論不
當ならば吾大谷に於て磔に被仰付度也

議兩府撰充一篇來島桂等へ示すへし

三三 吉田寅次郎書翰入江九一宛 安政六年二月廿三日

子遠足下 廿三日

此書已成家兄見訪云昨桂生詣玉木叔父所使叔父諷吾與諸同志絶書信焉嗚
呼吾之所敬信者獨桂與來原耳來原已賣吾西去桂亦陰計撓吾如此吾道非邪
何二子之不見與也家兄又言二士之舉小田村罵政府語極激烈政府莫以應久
保常言國府諸位亦皆媚媚無有直戀之色時事可知已久保之智小田村之勇如
此其盛而外吾不見答則吾道益非矣子遠々々非子孰知吾非吾孰知子子家而

吾獄各繫以微纒不能相對而泣可悲可恨雖然桂言愛吾也吾不敢怨吾言狂矣
亦憂國也憂國負友愛友負國桂非特愛吾愛子與佐世岡部其愛姑息吾深惜之
其或負國吾更惜之其至自愛吾將正色責之嗚呼渠亦仁人我亦義士並立于天
地間詎庸傷焉子遠足下足下先死焉噓子楫歸之桂絶之吾々非外子楫所以答
桂也吾非惡足下所以報國也別往小田村往無逸書已成不忍裂去併致之足下
足下以爲可達達之以爲可裂々之諸友交棄吾吾生無可樂者矣雖然吾豈爲一
身悲之哉

右之次第に候得は清末策桂へ謀る共無益なり且佐世岡部福原などの良
友も皆々謝絶之外致方無之吾の桂來原、々々、と平日稱譽したのも
今は無益に相成候足下は随分心を静め大高平島など謀り大原卿等を
説き伏見策をなし事不成候は、僕が時勢論の如く覺悟すべし僕今一論
上天朝論を作り可申一死の事足下に先をこされ候事且は残念且はふ
びん候得共いかんせん僕は獄にゐ

天朝の御安穩祈念可仕候也

無逸は來島桂の知を受得たり是又二人に附べし

三四 入江九一書翰宛名缺 安政六年二月廿八日

號泣申上候事

此度和作脱走仕候義於私も丸々不存候義には無御座候先達亦大高平島兩人殘し置候書翰之義甚以奉按候舍弟之名前に候故和作義は猶更心痛仕其儀に付亦は追々御役人様方へ御論入相成候得共所詮御不運ひの段承之和作は晝夜其義を按居候内最早 御發駕御當日相近寄過る廿三日和作申分に何分彼一條晝夜難忘他國出行之義は御法度も有之候得共此義は難差置に付脱走候亦彼地罷越其模様相伺ひ彼兩人其外之手組方等早速御旅中迄罷歸り委曲申上候は、御取計振も可有之何分安座いたしかたくに付早速出足可仕尤歸國之上は御法度之御答可申請と十分之決意に相談仕

候故於私も感心仕其段入々老母へ申諭候所程能納得仕廿四日夕方出足仕候尤此儀諸同志中へ早速可申上筈に候得共一口二口と廣候亦は世上之評判にも相成色々申成候上は旦夕老母之氣遣に可相成と區々情相之義より隠し置候段御海恕奉願候然處昨晚私義御聞込之趣有之揚り屋入之御沙汰相成相組之者罷越御沙汰之趣申述候處老母殊之外之驚に亦號泣伏倒れ申候先達亦之癢氣に亦伏居候處忽ち痛甚敷相成至極氣遣敷候故奉恐入候得共看病之御願申出置候昨夕飯今朝に至り一粒も口に入れ不申終夜號泣に亦明し申候今朝に至り候亦は心下の凝り出來候やうに御座候私義も去年已來御時節柄を見不得心間々非分之議論も仕甚恐入たる事に御座候其後御答を蒙候に付亦は老母の不容易苦心仕せ今更後悔之事而已に候故此上は少し之御役端にも相加り身分之御奉公仕老母之心をも慰度當月上旬比は是迄御伴仕候いづれも様へも一切御尋不仕松下塾へも絶て往來相止候事御存之通御座候然所私義既に此通り和作も他國出行に付亦はいつ

れ其咎可有御座候實に老母之心底も悲泣之筈に御坐候乍爾和作脱走一條に付私へ御不審之義に候哉難計候得共和作脱走私へ相談仕候義前斷之外更に他事無御座於私も其餘之氣付全御座なく候萬一脱走一條之御聞込に共御坐候は、兄弟之内壹人は老母之命へ對せられ御宥免之御内歎申上度候勿論難被差置義にも可有御坐候へ共下 御憐愍之思召有之候義故私之心情申演候御國法兄弟之御咎は壹人へ被仰付候歟或は老母天命を終候後改る御咎を可蒙歟偏に 御仁惠之思召老母情相之處一家之命をも御救之御詮義幾重も奉願上候此段何卒眞の御内々被仰解被遣候様奉頼候以上

廿八日

杉 藏

五十五才

母

血頭痛癢氣に而兼る難義仕候

杉 藏 兄 弟

十二才

妹

以上

三五 吉田寅次郎書翰

増野徳民宛 安政六年二月

足下の腫物如何や甚致懸念候別符二通極密に高杉へ御送可被下候僕が眞心を吐候書也其内詠屈平云楚國無謀却暴秦宗臣未死主憂辰漁父安知行險意枯形顯色屈靈均中谷久坂松洞等之心事甚失望に存候有一詩○松洞歸自江戸寄書不憚村塾舊盟吾肯淪天皇憂辱恥斯軀穢土黃塵三萬丈松洞翠色一朝無中谷吾輩を嘲笑曰今投烈焰徒博義名耳而無益事也なんとにくき言分にはなきか男子立事貴行眞心苦避好名之嫌廢眞心之事是非求不好名之名乎且眞心之事何避趨人言好色不顧人笑其淫好貨不患衆咎其貪忠臣之報國

曾不能及好貨色之真心真心豈得安乎謂其無益吾亦以爲不然王蠲絕吭而王孫賈得後齊子房擲椎而漢高得滅秦何得以忠節爲少乎是等の話足下に申は佛に向法を説くかことし然共滿腔真心云ねはこたへぬなり世の中の事は皆假と御存可然候奸物國是を妨くる由足下も小田村も家兄も度々承り候へ共今にて考へは亦假なり兩府真心憂奸物は何そ一兩度の御前議を願さるや聾侍御が支ゆるとも可申候へ共彈相一言直に君公に請は、君公何そ不許允乎兩相已下君前にて一兩度腹中の真心を吐がは奸人一朝に辟易すべし又下策に出候共小生が評議所論など行は、亦説破の道もある也之れ等の妙策を捨て奸物に困るくくと朝暮空言して真心の義卿を籠絡せんとすれとつこい其手はくはぬ小生は罪人中に國事を云へき身には無之候へ共今公の大恩中々言盡されぬ程之事有之是迄出位の言を仕候今事爰に至り此世に於て何も願眷の意なし無二の朋友にもあれ政府の權吏にもあれ罵詈願る事なし

三六 吉田寅次郎書翰

楳取素彦宛

安政六年二月

子遠へ之書極密に御渡し奉託候

舟越來萩好機會播備二生應接論御參府論 公邊首尾繕論撰充論梨羽老侍御其外奸人一兩輩排し御一門之吾儘を抑ゆる等之件々得と御謀り決議之上老臺佐世久保など清末行は如何尤兩人共孝子に付難強候得共のるかそるか一勝負爰にありと見込候は、不可不爲清末論は子遠と熟議仕置候間右三人を密に御召寄御深論は如何他人へ此議洩れては不宜候諸友不平于久保々々亦不平于諸友と察候乍去久保心腸鐵石老兄則知之唯其人外愚内明外寛内窄無一語投時好而諸友皆喜英發俊爽是以不合のみ唯老兄深察せよ

利輔歸り筑前の事何共聞へ不申哉

三七 久阪義助書翰「入江九一宛」 安政六年三月五日

無逸母之處にては實子嫌疑之事に候間小生之處に御出被下候様昨夕松洞
まで噂仕候處御承知候や彼母大に氣遣申候やも難被測に付何分密話なと
は不相成候事也何歟忘置候事有之とて御來光候得は格別怪も有之間敷候
間何道後刻より御來光可被下候一寸御伺候事に御座候草々

初五

日下 誠

子 遠 大 人

用事

三八 吉田寅次郎書翰「榊取素彦宛」 安政六年三月六日

與小田村士毅書

五日寅白、僕之未降獄、與老臺及清太八十子、榊子遠無逸仙吉輩、論議時事甚熟、

不圖傳輔和作、力前傷足、可嘆可恨、然大事之成、千挫百折、固天之所以嘗人志、而今日之敗、正他日之成之所由始也、老臺諸子、窮當益壯焉耳、慰々、吾公發駕、期限益迫、江河東流、非空手可支撐矣、如聞前田諸人、徒言無策、猶以留駕自任、其志則可嘉矣、但僕未知其結局何如也、嗚呼、公駕一去、世子未歸、大臣留守、百事苟且、勤王攘夷、孰適論議、況二殿在江、如魚在網中、稍有飛躍、乃目爲跋扈、恐不止成湯之小大戰々矣、大丈夫所建立、當直師古人奇勳、豈區々齷々而已哉、貫高之事、成歸王、事敗則獨身坐之、僕素揭爲話柄、而陳湯所謂、國家與公卿議大策、非凡所見事、必不從、正爲當今日弊矣、夫盤庚遷都、爲民避害也、而民猶以爲勞矣、漢武時、列侯以百數、豈皆愚無智哉、而一莫求從軍擊越矣、乃若唐憲宗時、人才滿朝、然其討淮西、能佐其議者、不過裴度、武元衡數人而已、凡民不曉大事、而肉食惜命憚勞、從古皆然、何獨於今世、怪且難哉、今日之急、唯有潛遣二三志士、密參大原公門下、價傳輔和作之敗、而潰之于成而已、其他則戢翼伏形、不爲措置、是第一措置、至後來措置、僕略有成算、久存諸胸臆、然言之甚易、甚短、爲之極難、極長、要之匪行邁謀者、遂

不得於道矣、今相與以執咎爲期、則何更發言盈庭爲、嗚呼、莫先之奇勳、肉食不可謀、凡民不可語、成則陳湯、敗則貫高、萬々無憾也、改歲、得子遠書外、未接諸友新議、渴想殊甚、老臺想當有成說、鄙懷具與子遠書、今更贅白、萬祈回答、寅白、不一、

杉藏と御評議之上仙吉なりとも獄まで一寸御遣被下候は、委細私心可申候、德民事獄中之様子好く存候御申合奉頼候

六日

寅白

觀月大人

座右

三九 吉田寅次郎書翰

〔入江九一宛〕 安政六年三月廿三日

此書桂へも御見せ可然候 廿三日

清末策は元來同囚安富惣輔と申ものゝ案付也此男吉田人にて清末之事詳

に話居候大臣とても屋敷に若黨一人共外は不居家中一和威權ケ間布事更になし何故と云ふに小藩にて家中殊に少なく旅役等も毎々いたす故人物が能碎けて居る又候へ調する事も吾藩の彈相へ調するかも易しと安富云へり又候は豊後日出を被來賢明と申事帆足の門人とか申事なれば文字も少はあるへし且御國中故願なしに行ても容易に亡命之御沙汰にも相成間布候へは俵山入湯之積にて行ちと味を試み其後託大事手立もあらん佐世岡部へ任度考へも其意なり桂なれば此上なし乍去在役人は在郷行如何あらんか亡命體にて彼方をのつけにむかつかせては事出來難し夫故可成丈は穩かに臍の下へ煎こむやうに説付る事干要なり且一二人の言のみにては彼方にも朋黨之疑もあるべし夫故第一に大義第二に時勢第三に急務扱夫から撰充論等へかゝり得と吞込せ扱夫から段々手を下し君公へ御上書も被成べし兩相へ書翰も與らるへし出府も御願被成べし兩政府の手元か御直目附など御呼寄も被成べし左候を吾が輩の事無理を強ゆるに非

す朋黨の偏私に非ず妄動好亂に非る事明白に相成候は、必大策成就すべし陳是から桂を論すべし毎度申す來原桂なれば無此上候へ共五年之別一夕之話にて何分議論心情不盡百一事誠に殘念也先桂水戸の朋黨を畏れ餘り踏込と却て覆徹を踏と考居候様存候予が擬明史抄の書後を同志へ見せ桂へも見せ度存するは此故也又周布長井在江戸故御參府ありても逆も失體はせぬと安心するかも難計左あればとうも難争吾が是迄之所置嚴囚投獄兩紀事之次第一々同意にはあるまし過激と思ふ所あるべし無策と思ふ所あるべし是も承たし余は今のあり様では逆も勤王も攘夷も出来るものではないから此局を一破り破てのけて扱夫から仕事は出来ると思へとも桂の見は恐くは只今の姿にて一人を誅せず旨くやる積ならん君公が尊攘被成がたければ吾輩一旗擧て其端を開き然る後君公の御出馬を願ふに止ると思ふ桂は無智無策と云ふべし是等の件々其意中具に承り吾が心事も陳し二三日程も談し詰たら誠に快事でもあらう互に善き學問でもあら

ふ何をせうも書を與へても復書もなし心事も申來らず候へはついむざと清末策を云ても同意之程難計候○又一事は事を密にすると心を打明けけるとの工合と人の間諜を畏れずして己の斥候を遠くする論大事破れた時善後の手段等一々申述されは清末策難談合也○徳山は委しくは知らねと人物輕薄の様相見候且嫉妬深き國風と中谷老翁毎々被申候尤佐世などの説如何○岩國妙らし、一策ありたし併是も清末程に手みやすくは行まい○清末吳々宜敷候廣江章吉此人今何役を勤めるか曾て學校明倫にも來り居小田村知已なり此事心得居るべし尤も此事一應小田村へも申候へ共同意にもなし小田村爲人正直すぎるに因る憤激の餘りには心事を奸吏へ吐散し却て奸吏を恐らかし益々備をさする弊あり中には此事同志之妨に相成事あり併權謀なき所は天地に對すべし○道太も權謀あり惜むべし○僕愚人故權謀ある人を大に畏れるなり桂來原無一點權謀是妙たる所以なり○權謀と申は實は無策なれど策ある貌をし直言極論はせされとも直論貌を

する事なり人を陥すに至ては申迄もなし○吾有觀人之眼無知人之斷富永の爰に至るも獄中より略知る其後告知らせたる人もあり然るに不能斷周布の事も幼時已知之遂に絶交も得せさりし余十六七時與公輔同於故越州座論海防公輔云天地間氣運自有盛衰今外夷盛而吾國衰今無如之何不如待其衰也此論にて余不合又論言路公輔曰昔人有患聾者一旦聾瘵聰倍他日復思前日之聾不可得也今之壅蔽其猶聾與言路大開吾恐他日之復思聾也吾時不甚喜焉然不能斷然目爲奸物此事家兄に問ふべし能知らん眼あり斷なきの病自ら嘆するのみ是は無用の談也

四〇 吉田寅次郎書翰

榊取素彦・岡部富太郎宛 安政六年三月廿六日

心思錯亂語無倫次

罪を蒙れば志決す怒猪の如し怒猪となればおそろしきものなし十數人も怒猪あれば後來少しは頼あり今は頼なし

勤王は迎ものみならず諸藩皆然り長藩にては出來不申事は僕疾より承知也然とも出來ぬなから十數人も勤王事にお奪祿投獄等の人あらは天下後世へ對し少も面目もあれど役人一人の黜免なく投獄せらるゝものは御家人被召放たる吉田寅次郎と匹夫の傳之輔杉藏和作三人而已矣長門無義士如此子榊尙喋々伏見策の是非を辨す可憎々々僕が心は決して然らず一人にても罪を蒙るものあれは是江家の美事 朝廷への御奉公なれば正義不磨吾則欽の七字一向不能改候此後草莽崛起の人あらは神州尙左衽を免るへけれど是も覺束なし和作上國に死せず又遁匿せず生て歸る事實に力なき事なれとも今諸友に比すれば是を求むるに暇なし是等の所見一々諸友と背馳なれば諸友と交る事相互に不望事と奉存候不及多言僕は諸友の名代に一死を賜り度候罪名は謀大逆の律的當なり子遠母の事頻に申せは是はた難忍早く放囚あらは其上にて僕罪名逐一白狀すべし○諸友へは不平一々申事不好只議論背馳とのみ御存可被下候尤松洞云和作脱走可憎々々此八字僕怨徹骨髓萬死不

能忘也久坂江戸の上京の節僕へ書を寄て云先生の幽室も今日切と御存可被成由僕深服其義且因循を耻候夫より積慮上京撃賊一件等に及べり而今變其説不滿なきを得ず又和作發露の次第は八十子楳村先生を恨みさる事を得ず○天地日月皆有恨朋友故舊渾無情

三月廿六日

松陰未死人

村先生
子楳兄

四一 吉田寅次郎書翰

楳取素彦・久保清太郎宛 安政六年三月廿九日

過愛孝子國相三日遠慮掾吏譴責有差と大手筆に認度と申事也

賊子奸婦同科罪人

吉田寅次郎

當未三十歳

三日の遠慮がいや故綱常を維持するの一舉せさつたとは史に難書ではなきか

拙者は兩度申上候通此世に望なき人なれば云度事を云て腹を疼すなり杉藏兄弟忠孝分任の主意は得と鞞負殿へ通したか前手元承知か吾輩豫知る事なれば若や筋違ひ之論と政府に議あらは教を受たし若尤なる筋じやとの事ならは一事問度事あり此筋が尤なる故國相府衆議之上杉藏丈け出牢致させ候と江戸方へ御申出相成候は、鞞負殿已下如何なる御尤めあるものか心得の爲め前手元へ御尋可被下候

三月廿九日

桂小五郎江戸町奉行某の話を承たり此事御尋ね思くらべ玉へ

又有一語嘲政府君子

拔一毫利天下不爲也楊朱之學君子用之

楳取家文書第一（安政六年三月）

七十九

此書直に前手元へ御示し可被下候立服たてはらならば賜一死は素甘如飴也
是と與前手元書は村先生か久保へ御渡候

四二 吉田寅次郎書翰「久保清太郎宛」 安政六年三月

此帳家兄へ御渡奉願候

清狂稿淡水佐世等へ行居候散佚せぬ様にありたし詩文不如古人か世道不
及古か只今之様にては上梓せねは皆散逸する姿なり慟哭之至也俗人に見
せずと名山に藏するか宜候清狂稿上梓今非其時釀金は夫々へ返濟致度候
口羽へ壹圓益豊へ壹方返濟可然候淡水二方預り居候松洞に幾許あるか御
取合せ御處置奉願候鳥山墓金之事も桂へ御尋ね行衛知れ候は、是亦人々
へ戻せは妙此二事吾亡友に關係の事なれば心にかゝる故申上る也知れさ
れはまゝよ

松 陰

清 太 兄

平生吾負死友矣勿咎人賣生者也

十四字多少感慨

附 吉田寅次郎書翰「杉梅太郎宛」 安政六年三月

清狂吟稿上梓に付

附中各

一金壹兩

口 羽

一金壹歩

杉

一金壹歩

久 保

一銀拾九匁

益 田 豊 三 郎

一金二朱

時 山 直 八

一同壹歩

小 田 村 亥 之 介

一同二朱

高杉晋作

今日恐非梓清狂詩時也萬事瓦解諸友隔絕無可爲者因て松洞何程か不覺預り居る淡水二方同斷夫を取戻し口羽と益田豊に返濟致度候杉久保小田村高杉時山はとうでもよろしく候
上國行の節銃丸を買跡に神棚の金借用仕候後神棚へ返置候は此金也跡御しらべ被成候は、行衛は皆知れ申候

弟寅

家大兄座下

四三 吉田寅次郎示諸生書〔中谷久坂・高杉等へ〕安政六年三月

中谷久坂高杉等へ傳へ示し度候

平時喋々臨事必啞平時炎々臨事必滅孟子浩然の氣助長の害を論するを見るべし八十送行の日諸友有拔劍者又聞暢夫在江戸有斬犬之事是等の事に

て諸友氣魄衰茶の由を知るべし僕今死生念頭全く絶ぬ頭斷場へ登り候は、血色敢て諸友の下にあらず然れとも平時は太氏用事の外一言せず一言する時は必温然和氣婦人好女の如し是が氣魄の源なり慎言謹行卑言低聲になくでは大氣魄は出るものに非ず張良鐵椎の時の面目を想見るべし僕去月廿五日より一盞の肉一滴の酒を給す是にてさへ氣魄を増す事大なり僕已絶諸友々々亦絶僕然共平生の友義の爲めに區々の一言を發す是僕が鑿空の語に非ず實踐の眞又聖賢傳心の教なれば輕視する事なかれ血氣尤是害事暴怒亦是害事血氣暴怒を粉飾する其害更に甚し

四四 入江九一上書 安政六年三月

賤臣杉藏泣血再拜臣先月廿七日以有罪捕置子揚屋而弟和作逮于京師歸以某月某日同投于此嗚呼雖悔咎已不及矣悲夫悲夫臣父早沒一族單弱母唯以臣兄弟爲命初臣赴于此母乃驚號殆絶不能起者三日今又重之以和作事則母

大得立言餘

之痛戚將至如何乎臣日夜區々不勝手足之情也臣本至賤雖好讀書賦性懦弱
 唯喜字句而已又少爲胥徒未嘗有所爲丁巳歲在江府親目昆須留切感憤時事
 遂忘輕卒草莽之身奮欲致死竊從士君子之後上下議論實踰分越等而無寸分
 補于國家而損事體不少矣其狂妄誠有罪而其心非始有他也去臘兄弟幽囚于
 家深感于母之憂戚兄弟乃相語曰忠孝誠難兩取然國恩不可不報而母亦不可
 捐於是兄弟各分忠孝焉臣實欲一慰母心和作則盡力計所以報國是臣區々之
 微衷也和作之脫走臣不强沮之者亦出于此意而今則忠孝齟齬兄弟岸獄哀夫
 哀夫和作實犯典出疆致追捕于遠方其擾公亦不少矣臣竊謂其歸必網輿桎梏
 以逆盜置之何意不縛不械處諸疑罪例亦似察和作雖犯典而其心則無他者吁
 國家處狂妄臣可謂有恩矣政府憐草莽微衷可謂厚矣不堪感激也臣誠哀老母
 箠々日饋于岸獄兄弟之事寧嘗一日忘之且家素貧乏艱苦不一墳墓之洒掃及
 春米園耘母皆親之昔者楚王英之獄吳郡陸績對食以截肉斷葱知母來而悲泣
 光武聞狀乃赦之臣之惻誠雖萬々不及績而兄弟之獄則母之憂戚其過于陸母

陸績之事本
 自可泣也况
 于遠身親當
 不泣人乎
 不泣人乎

可知也臣每思之食實不能下咽矣臣伏惟今公仁德廣大百姓皆無不得其所
 殊深憐寡獨臣非敢望兄弟獲全但爲老母憂戚故以兄弟一人其罪稍輕者特放
 還家聽事老母則願洗心改慮不復踰越分等因以慰老母今日之憂戚重恩大德
 臣宜如何報乎然馬幟已東則雖泣血乞哀而難輒得命矣故舊君子憐臣者
 既已不之忽矣而臣區々不能措唯竊恃今公仁德以求哀於國相閣下而已母
 今五十四歲近年稍見其衰頃者思之事母之日亦不甚長若瀝膽之請不得命則
 母之憂戚不知途如何是臣永無一慰之日而已如是則臣無復望世間也臣不勝
 悲感迫切而陳哀狀唯國相閣下推今公仁德而憐孤臣區々以救一家哀死臣
 無任激切懇請之至

哀痛惻怛何獨令伯陳情且其立言得體權要亦當霽怒矣 松陰評

四五 高杉晋作書翰

〔久阪義助宛〕 安政六年四月十三日

今以御手簡御送無御坐少々は不平に御坐候陳は貴兄御起居如何此節は

山口より御歸萩被成候哉萬端承度候私儀も碌々食飯居候此節は日夜強氣起り一日も君を爲めに死度心持に相成何乎宜鋪き死に場無御坐哉貴兄爰元に御出なれば一つ御議論仕度候とても生るも十年廿年には吾事不行區々俗吏手さきを仕候事はきらいに御座候此間少々方外之志を起し申候何分日夜心中動搖致し込入候

○桂氏は如何歸萩以來書簡不來格外御國にて議論之御座候様子不承未た俗吏を離るゝ事かをしきの乎承度御座候桂には別に書簡不送候間貴兄右之通御傳言奉頼候

○中谷氏は如何中谷京師周旋之事を思出し感泣々々金之ついへを不厭勉強被致候處眞に忠臣私儀不及申候此度京師事にても中谷一番骨折と奉存候

○貴兄中村道太など、御交り御座候哉若しも中村道太連中と御付合御座候得候上は私は絶交奉希候彼の人を噂を追々承り公に不忠之人なる事を

知り候

天下も天下御國も御國死する方が宜鋪と被思候不死は山中に隠居するか可なり

口羽にも甚無沙汰仕候御相對之御座候得は御傳聲奉祈候口羽も御役御こととはり致し領分之塾に入り候兩國に英傑之一人も多く相成候様勉強居度事に御座候是亦御傳聲奉希候

一半井可愛

一杉藏兄弟可愛之甚なり

其外可申上無御座候拜

四月十三日

晋作

春風

二白 幾重も御病氣御用心専一之儀奉存候赤川直次郎も如何にの人か
申し御相對御座候は、御傳言奉頼候中井榮太杉 梅小田村松下黨に宜鋪御傳言奉希

候

玄瑞様

御左右

四六 飯田正伯書翰〔久阪義助宛〕 安政六年四月廿一日

三月十一日之御芳墨四月十八日到來辱拜讀仕候爾來益々御勇壯可被成御勤學欣喜不斜奉賀候二僕無異病用銃陣等にて碌々消光乍憚御休息思召可被下候陳は君上様四月五日御出府被遊候處世間之風説にては不首尾と申事にて御坐候漸く今日八ッ時幕府よりの上使相濟邸中一統安心仕候陳又義卿先生此度幕府え御召出に相成候様御沙汰今月十九日内移り有之候右に付内密御旨有之様子にて長井雅樂明日急に歸國被仰付候先生御召出に相成候事は邸中誰一人も未だ知る者無御坐清水長井兩人ひそかに僕壹人を招き告げ知申候一度は驚き候へ共よくく熟思仕候へは迎も斯くな

るからは左程恐怖すへき事にも非す其上幕府の處置も近來は囚人の者は寛大の處置を致す模様なれば迎も先生を殺す事は相成申間敷幸の好機會にて先生出府の上幕廷に罷出公武合體尊王攘夷の良策大議論を辨し張込候へは幕府俗吏共の心膽に徹し却て國家の幸神に相成可申かと愚存仕候今夕刻此事を聞と直様尾寺高杉兩人を相招き及内談先生えの書狀認め差出し候間別紙先生のえの書簡御一覽被成候て左東先生え御達し可被下候舊冬尊兄と同舍の節此一儀を密談し致し先生を奪て脱走する策は當今の形勢ならば却て國家社稷の大害と相成候へは必ず輕舉暴動の處作は御無用に存候唯々先生泰然と御出府を相待申候事急速に付筆末心事を不盡候頓首

四月廿一日認め發す

飯田正伯

久坂玄瑞様

小田村先生えは別に書なし此書狀御一覽の上御相談可被成候以上

四七 高杉晋作書翰〔久阪義助宛〕 安政六年八月廿三日

尙々先生被仰遣候か先生を僕御送り之書物杉藏御預け之由後便に早速御送可被下候

七月廿一日御翰相届難有奉拜見候先以上々様益御機嫌克被遊候由恐悅至極に奉存候扱亦貴兄様御堅勝御勉強被爲入奉恐賀候二に小弟儀碌々依舊眠食仕候間乍憚御休息可被遣候松陰先生御事被仰越候乎僕在江戸中は決る御懸念被成間舖候初櫻田邸に御出之節は書牘も通兼候處揚屋に御出被成候るは度々書翰通し猶議論をも被仰下愉快に御座候乍爾面會は難成是而已残念至極に御座候先達も尾寺飯田に頼み金三兩つ二度借り獄に入れ申候然處此金之事に付段々人之腹を見貫き候事に御座候乎筆紙に難盡候此間先生方の一書御國に出し吳候様被仰越候故送候間貴兄と

清太而已御覽に他人には決る御見せ被下間舖候此翰に先生爰元御様子の委細分明且つ僕之先達も之少々心を盡し候事亦分明先達もは御諫言被仰遣難有奉存候乍爾是は決る僕を惡む者之讒言に御座候たとひ酒食に耽り候とも忠と義と之二字忘れ不申候御懸念御無用也

僕此節之議論御尋故申上候僕も此間御前講仕候固より天朝に御忠節幕府を御助け被成候か國是建つ本原と講ししか又此節相考候に中々御國之勢(松陰筆)中々講尺扱て口で論たり理て只今は行ぬく好著眼々々一身の見付極妙に如(松陰筆)中々講尺扱て口で論たり理て只今は行ぬく好著眼々々一身の見付極妙此事は出来兼夫故我一身に致すより手段無之一身に致す時(松陰筆)中々講尺扱て口で論たり理て只今は行ぬく好著眼々々一身の見付極妙は大軍艦に乗込五大洲を互易すより外なし夫故僕も近日を志を變し軍艦之乗方天文地理之術に志早速軍艦製造場所に入込候らほと落著仕居候乍爾是は未だ爰元之同志にも噂さ不致候間決る他人には御咄御無用なり其外横濱之互易之事情可申上事御座候得共此節は少々流行病之きみに三井方の保養に下宿致候故筆難叶先は如此申納候恐惶謹言

八月廿三日

二陳 御氣色御用心專一申疎之至に御座候拜呈
日下兄足下

四八 吉田寅次郎履歷

節翁曰余曰卿謂吉田若被刑則吾欲爲之立傳於是使宮部略書其事如近況則此書亦爲一古紙耳使僕贈之一笑々々玄瑞拜

吉田矩方字義卿通稱寅次郎(以下宮部鼎藏筆カ)

嘉永甲寅

○三月五日携澁木松太郎出鳥山新三郎名禎字子恭家南遊先是吉田語人曰方今

志士の爲へき事三策あり孰か是を行者あるやと常に慷慨扼腕す

○三月廿六日の夜豆州下田港にて小舟に乗り先岸近き異船に近く異人バツテイラ數隻にて是を圍み事故を恠問様子なれとも情意不通依て歸路

を問しに異人誤て彼理か本船を指示す依て本船に乗付小舟を楳子に繋ぎ強て楳を登り情意を述しに彼是をがえんせすしば、問答する中に小舟纜解て流去て不在故に異人バツテイラに乗せしめ柿崎村の濱に送り來る吉田其不可免を知り名主某か家に行て下田役所へ申出へき旨申付る廿七日より下田の獄に囚らる

○四月十五日吉田澁木護送せられて江戸へ著直に傳馬町の獄に繋がる吉田

は揚り屋澁木は百姓牢

○同月十八日於北町奉行所下吟味有之

○同月廿一日於同所本吟味有之井戸對馬守の直問なり

○同月廿四日於同所下考證有之

四九 久阪義助書翰「妻宛」

萬延元年八月二十日

尙々先生の慕へも時々参り候間御案心なさるへく候

一筆 り 逐々寒さにさし向候得ともまづは杉其外みな く 無事のよし
悦申候さては宇野おは様御事仰天いたし候さぞ く おか様にも一方な
らぬおんちからおとしとそんし り まい く 保福寺にも御參詣のよし
案心いたし候過去帳の事生雲へ申遣しおんむかへなさるへく候何も後便
々々寒さ御厭申も疎に候 り

八月廿日

玄 瑞

お文との

五〇 久阪義助書翰「妻宛」 萬延元年九月廿四日

次第にさむく相成候杉みな く 様おん障りなふおん暮しの由悦申候此内
は生雲へおと、様御同道にておん出のよし生雲には悦ひ候とそんし候お
か、様姉様など舉ておん出なれば少しはおか、様のおん氣はれにも相成
く

へくとそんし候彌二の便衣物來る受取申候着物は當分は入用無之候古き
寶物のようになるまできれば格別に衣服は入り不申候何も後便々々かし
く

九月廿四日

玄 瑞

尙々杉みな く 様にも宜おんつたへ可被下候さむさおん厭申も疎なり

り

お文との

無事

五一 久阪義助書翰「妻宛」 萬延元年十一月廿五日

みな く さまおん障りなふおん事なされ候半とそんし り さては先師
おん書物着物等利助見出し候杉藏かへり候節さしおくり可被下候蒲團は

當分かり申候彌二郎便にまいり候拾壹枚早速垢衣にきかへ申候杉藏紋付
壹枚もち參候よしに御座候今年はひせん一つも出来不申候御あんもし可
被下候殿誰様へもよろしくおんつたへ可被下候しと

十一月廿五日

玄 瑞

お 文 と の

五二 久阪義助書翰「妻宛」 文久元年二月廿六日

初はるに相成候へとも寒さつよく御座候處杉みなくさま其外御親類に
もおんかはり無之おんくらしなされ候よし何よりめてたくそんしり
別紙は水戸御隠居さま御存生の折の御まり歌にてさつま屋敷にてうつし
かへり申候みなさまへおん見せ可被下候中井生雲へもたよりあらはおん
うつしおんおくりなさるへく候しと

二月廿六日

玄 瑞

お ぬ ゑ と の

五三 吉田稔麿書翰「久阪義助宛」 文久元年十一月廿五日

巴けの得る麓の道は多けれど

同じ高根の月をおそ見れ

此間は大急き心事も書盡し不申

其後如何被遊候哉確報無奉煩念候當地は皇妹御著勅其前君上御出府麻田
君歸國之よし桂君も殆と歸國之處纔に止府之よし承申候何とも口舌も筆
鋒にも無限の心事難申上候僕も兼ふ之御教命を奉し幕吏と相成度切に望
居候得とも輒くは難相成其上邸中も右之模様故當分は僕之臂を揮事出来
不申候先日大橋か一事々後僕更に恐懼を増申候此後はずいてもひいても

動搖せぬ積に御座候何分嫌疑多端に不能細毫候幸便又々可申上候恐惶
謹言

十一月廿五日

秀 實

二白 今日勅使御馳走之御能有之申候僕只今にては至極氣に入居申候
様子主人の論も丸々は不聞候得とも尊王の意と相見申候乍併議論は別
に一般に被察申候僕行末の見詰は何卒二十圓か三十圓程金を得候る黒
鉄の者の株を買取直に手引を以ボンと轉遷して高階に昇る積りに御座
候是は極内の廟算悲哉其資いまた出来不申一笑之事と奉存候何も其御
心得に被爲在被下候様奉願上候頓首

日 下 尊 臺

玉案上

追啓追々俗論四集にて御窮り被遊候半禁錮にも相成可申歟と奉遠察候

何も御避略肝要奉存上候

薩邸も寂寥に御座候

鍋島も隠居いたし申候

五四 河本杜太郎書翰

〔久阪義助宛〕

文久元年十二月九日

愈嚴寒に相成り候處道兄御壯健に御座被成恐悦之至に奉存候其御地淹留
中彼是御厚情に相成り發途には路資迄御餞贖被下萬謝仕候僕も宮市岡本
氏へ廿五日より晦日迄罷在朔日發船に六日阪著仕候然處會津外島柿澤
又本間も今以滯阪仕候右に付僕も又々三四日滯留仕候其節被仰聞候御藩
之弊も存候事共別啓奉申上候乍併一介之迂生大國之觀光御笑捨被下度奉
希候扱又兼申上候通り道兄暫時鋒鏑を藏し此等は御捨置被下時機に投
る大義御周旋可然歟と奉存候胡越遠隔仕候得共何卒來春は一發仕度奉存
候京師にも三浦島田等之君子此節幕府より御召に相成り在東仕候由承り

候何分大坂にゐは時情難察東行之上萬縷可申上候乍末毫檜崎中谷品川寺
島松尾等之諸君へ宜敷御致聲奉希候它期後鴻不備

十二月九日

河本杜太郎拜

久阪玄瑞様

坐下

猶々此度宮市表にゐ古著等相求京阪滯留にも雜費可有是候間鐵面なか
ら宍戸君へ一圓金も恩借可仕と奉存候道兄へ對し甚愧入候多々罪々

五五 某書翰「久阪義助宛」 文久二年正月十七日

元日雪

石はてらも神のとかたか春來せと鳥さへ鳴かてぬをるゑら雪

よみ人しらす

一翰呈上仕候餘寒之砌御座候得共彌御清榮奉大賀候次に僕家内一同先々
無事罷在候御安意可被下候舊冬は態々御紙面被成下略御様子も相分り概
嘆仕候併貴君之御無事先々大慶安心仕候其節早速貴報も差出可申處多忙
甚た御無韻之段平に御容赦可被下候扱其後彌御殿山異館取かゝり多分當
年中には出來にも罷成候様子左候得は實に此上如何様苦心仕候共詮ある
間敷然るを尊藩之御有志方は再ひ皆御歸國被成候御心底如何之思召御座
候哉僕も去冬中少々關係仕候事も有之候處是又不成して止む實に可嘆事
已右一條紛紜却る高杉兄尾寺兄拜顔も不仕尙更残念奉存候委細時山兄
御承知可被下候○御在府中は不容易御厄介罷成御禮筆紙に盡しがたく重
々難有奉存候母も宜申上候尙後便可申上草々頓首

正月十七日認置

光拜

秋 湖 老 兄

五六 楫取素彦上書

文久二年正月

私共御役之儀は往昔之事は年月程隔り候儀故不相分候得共 御先代様初
而文武之師家世業に被成置爾來儒業之者壹人宛 御側儒に引除被仰付
山縣少助瀧彌八小倉彦平瀧鴻之允杯引續右御役に被召仕別而御親昵に御
取扱方有之晝夜御奥の出入仕文學一途之儀は申上迄も無之御密用之御筋
も御内々御尋被遊候儀有之事に付 御寢所にも被召出尙御人拂に御物
咄被遊候儀度々有之由其外御政事向御改革或は新法御宣布被遊度儀も御
座候は、必定 御側儒の御諮詢被遊候儀承及申候其比初而 御側儒之
格式も相定り御小姓次座に被差置今日之御扱方は御小姓と差別も無之様
被仰付誠に儒家之榮進無此上儀偏文教御崇奉之 御思召筋感激にあまり
候事に奉存候私共世業之者別段平士同様俗役の御仕方は無之候得共 御
上御思慮之御助にも相成儀申上候は、他日御政事にも致發見所謂道學政

事一體之譯に而面目無此上事と奉存候夫を今日迄は連綿仕御仕成能被差
置昔之格御闕不被遊候得共追々空^{疎カ}淺學之面々冒進仕り私式青年迂腐之
者迄御役席を叨に仕候様に立行素より以前之少助彌八杯同様之御取扱可
有之儀とは毫髪も不奉存候得共空^{疎カ}之才を以て優渥之御仕成を頂戴仕居
候而は冥加に餘り素餐之罪も難道奉存候故聊以一先奮發御奉公之効を謀
り度心底に御座候得共今日之有様に而は私共力を可盡職掌も不相分只管
無用之御役に而全世上も冗員と奉存候様に相成申候成程中外之御役に
冗員も往々御座候へ共御奥向に而は 御側儒程無用之者は無之様に相成
申候折節は御小納戸に而御取調物被仰付候儀も有之候得共私共立合不申
而は不相濟儀にても無之大御次迄壹人宛日勤も仕候處御小姓之中御書
物懸りも被差置外私共に御取扱可申儀も多分は御書物掛に而御用を相勤
又外向には明^{倫カ}偏官學頭を御奥頭に而被召仕候儀故文學一通之事は御直伺
も被差免何一つ 御側儒之御用可相勤儀も無之折節之御内會連日御定日

之御前講之外無事優悠徒に御役席を叨に仕居候儀恐入奉存候元來引受候職掌も自分々落着不得仕候は、即座に御役御断にても可申出筈に候得共新役之儀追々一順を経候は、合點可參筋も可有之事候歟と奉存只様因循中に彼此三年にも相及當度は江戸御供をも被仰付所勤方之見詰も無之虛空に今日迄御役席之塞候儀殊更恐入奉存候差掛り當時江戸表別物騒に付何時不慮之儀出來仕間敷者にても無之自然其期に臨事火急に相成候は、銘々之引受職掌を不論各一人前之働は可仕候得共左も無之但御出馬而已之儀有之節 御備附には私共も被召加候處右等之折何を職分と心得可申哉此段も平日に落着仕居不申亦は治亂之御奉公に心を用力を竭候廉々疑惑仕候様に相成可申候只今に亦は大國之御大名様方御家來中に儒者壹人無之逆は御見入も不宜故御出入共に被召連候様に相成申候乍恐當時諸向御物入勝之中御儉約と申も別段に致方も無之第一に浮食冗員を御省之儀御節儉と奉存候今日之姿に候は、私共之御役席も他役を學問器用之人

之兼役被仰付又は私共御役席を別役兼帶被仰付候亦も御事は欠申間敷奉存候乍去 御上には 御先代様御同様御側儒御扱可被遊御思召も御座候亦も御思召に應候程之人柄出來不仕故自然と今日之姿に相成候御譯合も可有之候得共此段は公平之論を奉見候得は只私共業筋之者のみ其任に當り候人物無之計に亦も無御座候惣體之諸局とても國初之人物に比較仕候得は皆々不劣とも難被申只管儒業之者計り古人同様に有之度儀御責望御座候亦は乍恐却亦刻剝之論に相當可申哉昔は人材に因り官職を被相立候得共後世は官職に合せ人物を御取用之様に成來候間官職に合候人物御拵專一に奉存候扱御育方之儀他は閣私共世業之者に就申上候は、見聞知識を廣大に致人情世故に歷練仕惣亦事情に迂濶之儀無之様相心懸内に亦は列國諸侯御政事之善惡人主之賢否家老大臣之品評外に亦は五大洲各國之風氣并に兵制器械之精良其外新聞異觀等承知不仕候亦は有用經綸之學問も出來不申事に付 御上より此儀の御目を被爲掛且は私共家筋之儀は乍

不肖も人材成立之根種と被思召往々御國內へ御擴充被遊度藝術も新規御開立御座候は、私共の相應之儀は授受仕候様に被仰付度左候節は追々御傳播之種にも可相成事と奉存候扱又藝術技能とるも勢あり力ある者之許の輻輳仕候は自然之儀に而乍恐當今勢力を御兼有は、御上の方外は無之私共御内々奉伺候處に、朝廷幕府之御舉作を列國之制度沿革を始外國之物産器械等に到迄新聞異觀孰も、御上之御手元の持出候儀を第一と仕候事に候は、見聞知識之廣く相成人情世態の御歷練之儀は、御上に限候事歎と奉存候間私共御役席之者には右等之件御參聽被仰付其外にも世上の禁秘可仕御事柄も御内密之筋々被仰合候は、一向外向の洩し候儀も無之元來右に不限、君邊相勤候者、君邊之御事柄を妄に洩し洩不申儀内臣之體に候は、禁秘之事たり共參聽被仰付、御上御手元に、御留扣も被遊度儀も御側儒の被、仰付候様に被爲在萬端御役名之字面に稱ひ候様御取扱御座候は、追々當御役の被召仕候者感激奮興仕り才氣有之者は彌淬勵

可仕又純才之者にても勇氣を鼓廻仕企及候而御奉公之効を謀り候様相成候は必然と奉存候、前段申上候儀は大綱領に而一先右之通被仰付候も、御上の方大號令御振發被遊急度此迄之風習御改革被仰出枝葉之處に而已御手を被入候而は乍恐其御所詮も有之間敷候誠に憚多儀には奉存候得共、御上の方も當初私共之御役席被立置候御旨意能々御詮儀被仰付其外可然御役筋におゐても、御側儒之所勤方篤と御吟味被仰出自然右御役に陪勤も仕候は、痛く御罪責被成下候而不苦儀に奉存候全體是迄は私共御役席に限り御優待と申所勤方之勤隋も御深問無之故自然と當人も廢棄に打過必竟は私共之儀は繩墨之外に而世上一統之譯にも不參者之様に成行千萬氣毒に奉存候以前山縣少助當御役所勤仕候節老母之氣分合に付江戸御番手御斷申出候處御免不被仰付其時之御書下物に、御側儒之儀は、御上御思慮之御助にも相成且兼、公邊の御達も相成候勤柄に付壹人不被召連候而は御不都合

に候間老親看病之儀は如何様に成共差操仕御番手御供仕候様に被仰出候儀も有之少助事は別段之人材に御座候得共右御役席に相替候儀も無御座候は、何卒以前之御役席に被對前々之御振合に被仰付度奉存候まして當時文學御手入之儀は萬事昔の倍候は、不肖私式迄も企及仕り彌相勵候心底に罷居申候此段忌憚をも犯し申上候間宜御裁決奉仰候以上

戊ノ正月

文 助謹上

五七 久阪義助書翰

〔斷名欠〕

文久二年正月

分袂後先以御壯健被爲在候よし可賀之至也去月十五日江戸之義舉最早御聞及も可有之烈志不遂残念此事に御坐候さては先日御相談仕置候山口常榮寺一條如何相成候や久保へも今月中には如何様とも可仕なと申置候事故彼は御案仕候早々御答承度候此度孫子評註彌上梓に相決遠からぬ内よ

り取掛申候事に御坐候老兄御所持の分は肥後へ竟に御送（以下斷欠）

五八 町田千成書翰

〔久阪義助宛〕

文久二年二月九日

餘は岡大人の相願置候付左様御含可被下候

正月十五日云々い細御聞入度奉存候得共何分差急不任心残念御推計可被下候右人数之内川杜も相加り候半歟との説も御座候折々御傳承可被下候おのつから近日不圖に可得拜顔候拜顔一條は江戸表に永井大人桂君等にも御咄仕置候重々宍戸大人にも同斷御願仕置候近日御掛合可有之付可然奉願候以上

二月九日

町田千成

久坂大人

五九 土屋矢之助書翰〔久阪義助宛〕 文久二年二月十日

昨日は兩度御出被下候由不能唔言遺憾々々今日周布氏開門と承り候故午
前々彼方近所に參り開門を待ち直様周布氏を陸山堂へ同道仕べく覺悟候
其上にて議論さへ相決候は、直様出立可仕と奉存候乍去僕は病足故駕籠
にて參り候且此雨中にては一步も六ヶ敷病故駕籠にて一晝夜に南邊に着
仕候貴兄は何卒一日後れに御出にて僕が宿許まで御尋被下候ては如何名
は龜田久安など御唱可然候新地も俗吏多く候故御用心可被下候尤右御同
道の御積ならば御知せ可被下候何分今夜一寸陸山堂に御出可被成候頓首
二月十日

玄瑞様

肅海

六〇 檜崎彌八郎書翰〔久阪義助宛〕 文久二年二月二十日

過日は緩々得拜話本懐奉存候爾後彌御平安奉賀候扱は約し置候薩侯伺書
猪母苦連差出候間御落手可被下候御草稿ものは今少し借用奉希候
松壽殿一件其後如何候哉隨分御周旋可被成候御血脈の斷續よりは倫理上
肝要と幾回も奉存候心緒面語ならては申盡しかたく四五日之中には可能
出候先は爲右草々頓首拜

二月廿日

二陳 乍憚河本君へ宜御致聲奉希候水藩其外世上の近況御聞及有之候
は、御知らせ奉希候以上

實甫賢兄

梧右

清義拜

六一 久阪義助筆血盟書案 文久二年二月

此度申談候大義天下之安危 皇道之興廢に致關係候辰に我々共不肖之
 身を以申合候事恐多次第候得共君臣之義久敷明ならず華夷之辨最早地に
 墜候計に候得は何共傍觀するに忍ひす依之聖賢尊攘之大義に本き戊午之
 歲 御直書付之 御深旨を竊に斟酌し 江相公 江帥公 洞春公之 御
 英靈を地下に奉慰度所存に候他藩より大義被談掛候上は見義不爲無勇也
 との聖語も有之 御當家數百年勤 王之御功勳赫々たる 御門閥に候處
 今日に至り他藩に先鞭を着られ候るは何共遺憾之至に堪へす其上我々共
 致畏縮候るは彼輩より長門人怯弱なと被嘲候るはいかにも 御當家之
 御恥辱に相成候事と存込依之逋亡脱走の重典を犯し祖先の祀を滅し父母
 の親を絶ち數百年海岳の御洪恩螻蟻の微軀にて奉報候事には中々及兼候
 得共萬分之一をも償ひ奉り度候に付天地神明の賞鑒に誓ひ血盟するもの
 也

文久二年壬戌二月 日

○榊取素彦自註 周布久坂藩主に上言する分

六二 松島剛藏書翰〔久坂義助宛〕 文久二年三月四日

爾來御疎濶愈以御宏福珍重抔喜之至に御座候扱佐世八十郎寺島忠三郎丙
 辰丸乗組江戸運用として被差越候降令有之候る無差支御請いたし可申哉
 老兄御想像之處如何卒御見込之處無御腹藏被仰聞被下度奉願候若亦御
 出逢被成候は、右一件御一論被成下候様御周旋奉希候右御乞合迄草々申
 縮候以上

三月四日

松島剛藏

久坂玄瑞様

内陳

六三 前田孫右衛門書翰〔久版義助宛〕 文久二年三月五日

今朝被仰聞候備州大夫の御面晤之義過刻與三兵衛一同罷越申入候處明日八ツ時頃御出被成候は、相對可致との事に御座候右に付與三兵衛を致御咄置度義有之由に付明朝五ツ半時與三兵衛宅迄御出可被成候此段愚老の申上吳候様との事に御座候爲其走一筆候也

三月五日

二陳

君駕挽回一條猶薩藩之形勢其他人才撰舉等之廉々盟兄御見込之處書取にして被仰解候は、首尾徹底可仕候紛冗中一場之談話では耳の留り兼可申候と奉存候今日承り候へは瀬兵衛は、何共噂不仕由多忙中定る遺忘候と被考申候

孫右衛門

玄瑞研兄

梧右

六四 前田孫右衛門書翰〔久版義助宛〕 文久二年三月五日

尊墨拜展備州大夫の御面晤之義瀬兵衛出足前屹と受合居彼方の暇乞に罷越候付被相寄候る時勢御聞取被成候様直に申入可置との事に付決る御面晤相濟候事と考居申候今日御用所可罷出候付與三兵衛杯申合見可申候何分之義は又々可得貴意候取紛草復降恕

重三後二日

前田孫右衛門

久坂玄瑞様

貴酬

六五 中谷正亮書翰〔前田孫右衛門宛〕 文久二年三月六日

榊取家書文第一（文久二年三月）

一翰奉啓呈候春暖相催候處先以 御壯健御奉勤可被爲在御坐爲國奉恭賀候先日出萩仕候節折惡敷御不快之由不得拜青候段殘懷千萬奉存候此度薩藩大奮起之由 神州之爲には誠以可賀事に御坐候得共 御國昨年以來御周旋之義に付るは大きに御不都合共には相成申間敷哉と乍蔭御案仕候只今京師に於奸吏討伐之義舉差起候は實に國家浮沈之御大事と奉存候間孰れ之道御一策無之候は相叶申間敷と奉存候左候得共九州情實儘に相分り不申候は手を下し候處も無之杞憂至極奉存候然處於政府已に御處置も被爲在來原土屋矢之助杯探索旁九州罷越候由彼二人は固より才識之人柄に御坐候得共此度之舉は實に千歳一時之好機會最大事に御坐候得は薩藩に於も是迄一面識無之人には中々情實を吐露仕申間敷奉存候肥後之宮部も先達る一旦亡命之姿に相成候由承候得は在國之程も難計萬一にも二人は探索手段齟齬に相成候得は彼藩之實否も相分り不申彼是手間取候中義舉一發致し候得は萬事手後れに相成幕府と御一體之姿に相成不一方

御大事之様奉存候小生式之不肖不足數候得共薩藩人堀忠左衛門杯には午年合従之節識面之人に於彼藩にては指折之有志之由此度之義も定る彼人杯之周旋に於可有之と奉存候其上久坂生江戸に於追々心安く仕候樺山町田杯も此節在國之由に御坐候得は是亦久坂生之添書持參仕候得は決して隔心は仕間敷様奉察候其上客冬樺山久坂之書翰差送候節久坂杯申合せ返翰致し候位之事故萬々情實相分り可申と奉存候乍然此度之義舉は未だ差起り不申以前之事に於御坐候當節は 御兩殿様共御在府之事に御坐候得は愈以奉懸念候薩州様子次第時機に依り候は急速江戸罷登候様之義も可有之候得共未だ薩之様子熟知不仕候は卒爾之振舞も卻る國之大害と相成可申乍蔭御案仕居候兎に角薩之様子儘に相窺ひ不申は何も手を下し難候義と奉存候故不得止竊に探索罷越申候固より表方御願可申出之處事切迫に相成一刻も猶豫難仕 君上之御一大事と乍知區々之一身を顧み等閑に坐視仕候事臣子之所不爲と一途に思込み御咎をも不憚不届之段

千萬奉恐入候間久坂生に託し一書奉呈仕候心事御憐察奉祈候乍然此行之義は情實探索而已に御坐候得は決して御政道之御厄害相成候様の振舞誓る不仕候間必々御懸念被下間敷候本月廿日前後には罷歸事情篤と御報知可仕候其節に到りいか様之嚴譴被仰附候も毛頭御憾とは存不申謹奉報其罪申候心緒紛々不克筆紙委細之趣久坂生御聞取可被下候敬白

三月六日

正 亮

再拜

尙々前段之趣御内々御含み置可被下候越氏塾之義は病氣保養之届致置申候以上

陸山老先生

梧右

六六 松島剛藏書翰〔久阪義助宛〕 文久二年三月七日

愈御多吉御起居幸甚昨日は備州大夫御説得之由定而妙なるべし昨夕馬關の内廻り春平歸萩薩藩切迫之事情報知直様政府諸有司會議何事も一層張揚候主意には相聞候得共無覺東候扱此内相願置候佐世寺島二子乗込一件如何御論定被成下候哉彼輩決定之處何卒被仰聞被下度夫而已一寸得貴意候他は期拜晤申縮候以上

三月七日

松 島

久坂様

内陳

六七 久阪義助書翰〔妻宛〕 文久二年四月三日

いよ／＼御無事とそんし／＼我等も障りなふ暮候まゝ御あんもし可被

下候金の事先日より梅兄へ御めんど申上おそれ入候へども是もいたし方無之事とそんし、金位にて上様の名折と武士の面目をけがし候様に相成候てはあいすます人にすくひを頼まれては人も助けずてはならぬやしなはずてはすまぬ事もあり候ゆへ金も人並よりは澤山に入申候これには兄様へもよろしくおんことほりなさるへく候さて薩州の日下部の妻子にはかんしんの事ども有之杉藏もそんし居申候此内小野寺十内より妻方へ贈られし涙襟集を杉藏の氣付にて日下部へおくり申候其内にも和歌などもこれありいと悲しき事どもなり士の婦人ははやり歌などうたふは甚見苦敷事にてひまもあれは少々和歌はよみ度事にて候隨分氣晴にもなるものとそんし、杉おかさま姉様などへよろしくおんつたへ可被下候し。

四月三日

玄 瑞

お文とのへ

保福寺へはおい、おんまいりとそんし。

六八 久阪義助上書「藩主宛」 文久二年四月八日

今般私義業事爲修行上方邊罷登候處いかにも時事切迫に相成候に付螻蟻之心百不盡一候得共不取敢言上仕候來十日 若殿様江戸御發駕被爲遊候御様子誠に感喜之至奉存候然處此度島津和泉殿上京之儀容易ならさる事にて來十一日大坂十五日伏見着に相決滯伏五日之内屹と勤王之義一發可仕と慥に相見へ申候元來於 御當家には諸藩と格別數百年來尊王之御門閥にて 御先代様御忠勳一方ならぬ御儀に被爲在區々匹夫之艶稱仕候も疎之御事に有之候處此度薩藩に大義御讓被爲在候之は何共御殘念之至に堪へず奉存候依之 御表様早速江戸御引取に相成候様御嘆願仕度追々馳下候者も有之候處何共事機目睫に相迫申候事に候得は 若殿様御發

駕片時も御急き被爲遊御道中御宿配とも御縮に相成火急に御西上被爲遊候様有之度奉存候縦令義舉一發仕候共伊勢美濃路邊まで御登込に相成候上は如何様にも御所置振可相成其上御國許よりも御家老方出張に相成候事に候得は年來勤 王之御盛意も屹と相貫き 御表様毎々御直書付にて御示被爲在候御深旨之程にも御叶可爲遊候御事にて 天朝御宸襟如何計歟御満足可被思召 江相公 江帥公 洞春公之御英靈地下に御怡可被遊と乍恐奉存候此期に相成迂儒俗吏之論如何計鼎沸仕候共御頓着無之爲天下御英斷御勇決被爲遊候様醫生之身分をも願す奉嘆願候誠惶誠恐謹言

四月八日

久坂玄瑞

六九 間崎哲馬書翰〔榊取素彦宛〕 文久二年四月十五日

奉別以來經十年候當年は御祇役之由過日は同藩門田爲之助迄御懇摯之御

傳語被下難有仕合早速貴殿迄參上可仕筈之處彼一義に付邸内少々搖動仕り國許へも竊に同志之者差返し候様之都合に無據出邸仕りかね失敬打過申候段御宥恕可被下候十二日に御正邸へ罷出桂先生を御尋申上候處御門に關人に被拒空敷罷歸り申候其節爲之助同伴に麻布之如く罷出づへきか共申談候得共明日は 世子御發駕と拜承仕り居候ゆへ御兩邸共御混襟に可有之御發駕之後御尋可申と相約し罷歸り十三日には砂村之下邸へ罷越候處其跡へ御尋被下御名刺慥に拜受何共慙惶之至に候然處僕義砂村歸路外邪に被冒引入り候へ參上仕りかね候ゆへ昨日爲之助等罷出候處折悪く御留守之由罷歸り候得ば御手紙相達候様之都合毎々引違ひ殘憾に奉存候今朝は僕も疾を力め參上と存居候處昨夜病勢稍相加り無據今日之參上に不及爲之助等罷出申候兼御同藩之御方へ申上置候通萬事尊藩に倚賴仕候事ゆへ無御隔意御指揮之程奉祈候孰れ微快を得候得は趨拜可仕候頓首

小田村文學

間崎弘

侍史

七〇 海江田信義書翰〔久阪義助宛〕 文久二年四月廿二日

今日は不得貴面候得共彌御安康奉大慶候昨日は一寸參上御面働に成上申候扱先日は大本等薩州之名を出し色々僞申上候由甚以不埒至極に御座候然處段々御引合不申上候而不相濟義有之今日は何卒御縁合堀の御面會奉願候此方の御光入被下候哉此方を參上いたし候而宜敷哉何分御報奉願候此方の御出掛被下候は、拙者宿迄御出可被下候左候得は直に御案内可申上候昨日申上置候得共旅宿之義は四條通屋しき物見前大文字屋に御座候此旨奉貴意候頓首

四月廿二日

海江田武次

久坂玄瑞様

要詞

七一 中村九郎書翰〔久阪義助宛〕 文久二年四月廿二日

御細書之趣委細致承知候大斷案之義に付御筆執引請候而は不練之小生急決仕兼候次第も有之甚苦心最中に御坐候 儲君御發駕前重疊被仰置候義にも奉對旁遅延相成候而は實以不相濟義に候得共別用にも取混し不本意なから今日迄永引し候一兩中には草案相整陸炎二翁評議にも懸け可申候間今少し御寛免可被下候委細過刻蕭海にも被仰含まんざら遊惰に打過は不致候へ共時々氣魄も飢候故飲宴も相催候段無包贓御話仕候て決る御激行之義御差扣御頼仕吳候様申置候段渠より御聞取可被下候萬々一罪案一

斷之上天下之公論にも相障り候程之義有之小生も不平之節は從是御承可仕候間御一發可被成下候實は諸事運兼候廉多く小生も因循中々因循を日々嘆慨致居候と一笑仕事に御坐候勿々裁答萬御推了可被下候以上

廿二日

旭

拜復

日下盟兄

机右

七十二 久阪義助書翰「妻宛」 文久二年五月朔日

三月廿八日四月四日の手番儘に受取申候我等も此せつは京都御屋敷の後に住居いたし佐世檜崎兄弟寺島中谷眞五郎など同居に候杉藏和作彌二なと追々來り申候面白く樂しき事は此せつに候併し去月十三日松洞割腹いたし候事は甚以残念之次第に候松洞方へ手紙出度候得共何とも申様無之

に付差控申候梅兄に直様金を借大仕合の事に候玉木おち様御役に御出被成候よし悦申候さては

若殿様御上京に相成候まことにありかたき御意なども有之申候よしにて今まではとふも苦心千萬に候處生上たこゝちに相成候此段隨分御安心なさるへく存候

保福寺へはたへす御まいりと安心いたし申候大谷中井などへも安心なさる様に申置なさるべく存申候何も用事のみあらしく申入り、
便と申残めてたくし、
瑞

五カ
四月朔日

玄 瑞

尚々用心なさるへく候杉みなくさまへもよろしく申上られ候やう頼
り候已上

お文との

七三 木戸孝允書翰〔久阪義助宛〕 文久二年五月十七日

御投書拜誦諸事不徹底候各兄御憤懣御尤之儀に候所何分一時に相舉り兼
痛哭之至に御座候○此度賄賂は聊被取扱候儀一圓承知不仕萬一ケ様之儀
有之候亦は實に 君上御面目にも相係り此上又々左様之儀有之世間承知
仕候亦は臣子不忍所に御座候間飽迄も爭諫不仕亦は不相成是等之儀何者
より御承知被成候哉奉伺致候勸修寺家を以 朝廷に御進獻被爲成候儀は
御上洛之度々御定格舊來之仕來故何も賄賂と申譯にも有之間敷と被考申
候○彼御書面 世子公迄差出候儀必承知仕候○浦大夫に被差出候書 君
前は不相達段は誰より御承知被成候哉承知致度其中弟も穿鑿可仕候先日
君側志道長嶺より承知致し候處には 君上必御承知被遊候と申候故相
達是より前十六日朝認し候事とのみ相考居候昨十六日道太に相尋候處不達筈は無之早速詮議
可仕と申候乍然昨夜之御書面には未達之趣實に不相濟事に御座候○先

頃弟迄被差越候書は毛利を以先達也 世子公に差出申候○書生之交渉亦
弟擁敵致し候譯は無之交候得はこそ内輪之是非も自ら相知れ申候乍然弟
全其任に當り候心得に申候儀には毛頭無之候得共曾亦兄にも相話し候
通薩にも藤井本多おもに堂上方之事は相任じ居候事に付於御内輪も右様
之都合と相成候得はよろしく多少言語之相違も有之其より彼是之説相立
候も不面目と存候尤其は必書生を交らせぬと申儀には無之只 御主意之
相貫れ候には堂上方等薩に罷出候には幾口よりも申さぬ方よろしきと相考
候已に御座候○雅樂結局未相運ひ不申元より度々論辨仕候得ども迅速に
徹底不致苦心痛哭然其とて格別延引に相成候亦は實以世上に顔色も無之
次第何分にも御處置無之亦は不相濟必竟周布中村等も俗論百出にて苦申
候對各位候亦も一々不相濟事のみに御座候其中模様も有之候は、逐一御
聞せ可被下候奉復

御覽後御火中

榊取家文書第一 (文久二年五月)

江月老兄

内拜復

七四 久阪義助書翰〔妻宛〕 文久二年五月廿八日

小太郎殿お里どのおんすこやかに候と悦び已上

四月廿三日此月五日之手紙此内相とゞき御氣分もよろしく相成候よし悦に候拙者も此内已來流行のはしかわづらひ大なんざいたし候處此せつはこゝろよく相成候に付御あんもし下さるべく候梅兄もやはり同様の御なんざなされ候よしに候處これも御快氣と申事ゆへ大安心致候さてはこの内なつものおくり下され大仕合申候御國もと出足のせつは中々なつもの入用とも考不申候處此せつの様子にてはいつまで長陣に相成候やもはかられがたく委敷は杉藏歸申候に付おんきゝなざるべく候龜太郎の事はさ

てもくゝきのどく千萬老母のかなしみ思ひやられ申候こゝもとにてもはかはりつばに相立申候事に候拙者も此せつはかれこれしんばい事ばかりにて十のものが九までは思ふ様に相成不申少敷も御奉公のしるし無之愧敷次第に候吉田先生此せつまで御そんせうなればとざんねんに思ふばかりに候

中井大谷にも拙者のいとまごひにもまいらぬ事を如何に思召るべく候得共心底にまかせぬ事に付おんついでもあればよろしくおんことほりなさるべく候さては此度の事に付おは婦人にも中々かんしんなもの多く有之事に候久留米の眞木和泉守と申神主の娘此度の事に付上方へ登られし折柄其娘のよめる

梓弓アツサユミもるは來キまニりニ武士モリノ乃花ノハさく世ノとはなりニふルるリ罷

和泉守と申は拙者も至る心易き男にて有之申候此弟は大鳥井利兵衛とて先日筑前の黒崎と申所にて切腹致され候ほどの人にて候又梅田源二郎の

姪お富と申女のよめる歌おくり申候これはじき筆にて候杉藏のいもとも
實にかんしんなものにて候其杉藏へおくり候書状をも御よみなさるべく
候拙者今日もいそがしき事ゆへあら／＼申おくり候めて度し

五月廿八日

玄 瑞

尙々杉みな／＼魚へよろしくおん申なさるべく候玉木佐々木兒玉小田
村へ同断

御用心申もおろかに候し

阿文どのへ

七五 眞木保臣書翰「久坂義助宛」 文久二年六月七日

炎暑に向候得共益御康勝可被成御動履奉賀候小生無異于今浪華邸中に閑
居罷在申候扱大原卿御登庸御大任被仰蒙御互大慶奉存候定御發駕前は

追々御議論等被成候御事と奉察候此節は大機會に御座候間御失着無之様
精々奉祈候事に御座候間御如才無御座候義にも候得共無御手扱御盡可被
成候御歸京之後直々獻度存寄書相認居申候御取次も被成下候は難有可奉
存勿論此元にも内願申立居候間不遠又々上京仕候様可相成も難測候扱先
頃御願申上候 御書御手に入候は御贈被下候様奉願候此節池尻茂左衛門
柴山文平内命にも上京仕候鄙生同様御寵願被下度宜敷御頼申候池尻義
は學校訓導柴山義は書生に御座候間御打明御晰可被下候尊藩外様にも御
引合可被下候京地近況如何と日夜焦思罷在候間御聞見候は、一々被仰越
被下候様同人共は御氣遣不及候間極密にも宜御傳可被下候右好便宜倉
卒申上候恐惶頓首

六月七日

眞木和泉守 保臣

久坂元瑞様

楳取家文書第一（文久二年六月）

七六 久阪義助書翰「妻宛」 文久二年六月廿五日

あつさつよく御座候處まづ御無事おんくらしなされ候半安心いたし候わたしも此せつはかはる事なくしのき候まゝ御あんもし下さるべく候杉みなさまいかゝなされ候や此せつははしか大はやりおんくにもやはり同様にこれあるへく案申候さてくとのさま御上京遊ばされ候御事に付亦は一方ならぬしんばい事にて有之申候わたしも御ほうこうのしるし少しも相たち申さずはづかしき次第に候此時こそとはそんし得共何分思ふまゝになにもかもなりかね口おしき事に候申もおろかなから御先祖さまへのおんつとめかんもしにそんし杉みなさまもよろしくおんつたへ下さるべく候久保此度は江戸より歸られ候ことも只様日のひに相成申候少々は流行のよしに承候事なり何卒早々こゝろよくなられかしと祈申候梅兄も先日は御不快と申事に候處此せつは大きに御氣分よろ

しき方と申事に付あんもしいたし何も多用中あらく申殘候めてたく

六月廿五日

玄 瑞

尙々御用心かんもしにそんし御親類方へよろしく御つたへなさるべく候

阿文とのへ

名

七七 佐久間啓書翰「小倉健作宛」 文久二年六月晦日

候冬は初て韓識を得殊に好書御惠投被下永く調法可仕服佩淺からす奉存昨借當春之貴簡小林柔介より相達し辱拜見仕候久振にて御歸府故萬事御不都合にて候ひし所御手寄を以て聖堂書生寮へ御再入詩文掛被蒙仰彌御

佳勝に御勤修被成候との御事詳悉承之慰沃之至奉存候時下炎熱酷敷候倍御健安に被成御起居候哉御履況委しく承度候舊臘檜崎氏へ相託し候認めものも一々御落手被下候趣致安心候儲又此節小田村令兄御在府の御事も被仰下兄臺の御爲降心不過之奉存候中村君の文章も御手数に御録示被下感銘奉謝候家父も再四熟覽感し入候但過獎を蒙り候段は不敢當と申候老兄の御草稿も敬嘆と申事唯一兩所愚管御座候趣に御坐候欲甚の二字は乙し申度末段の稱許之二字は無之方得實申候又今世所有の一段にて今世所有服忌令者苟簡不備俗間多以忌爲喪父母之喪五旬而復常甚無道理吾將著喪禮私説以正其謬と被成度候夫にて家父の持論に適合候と申事御草稿のまゝにては少々行違ひ候様申聞候御再考可被下候儲御書通の拜答御待被成候様にも被仰下候へとも初夏頃より世上何となく穩ならさる風聞も有之其間には嫌疑も候て態々拜答も延引致し候悪しからす御承知可被下候御文通中にも被仰下候 尊藩君候天下の御爲 御周旋被爲在候て 御上

書も兩度迄被遊候御様子御文面内々傳寫拜見仕 御趣意柄當今至當の御義と竊に奉感服候義に御坐候何卒 御丹誠を以て 御國體御一新御坐候様奉祈念候但概論に東西とも才難には御座候はすやと存候か如何哉儲は思食寄せ鯨のし御贈惠被下珍感之劇奉存候家父至て嗜好之品別して辱宣謝不罄厚く御禮得貴意候様申付候喪禮私説羽倉殿へ送り候儀に付御傳覽も可被下とは存し候へとも一本有之候間致進上候壽山生へ御託しの破卦も不行届候故是も門生へ囑し一通寫させ差出申候近來私義少く手傳もらひ候て櫻賦註草稿候に付是も一同供電囑候御一粲可被下候御殘し置の兩三頁も出來居候間附上候御落手可被下候先は貴答稽緩の申譯旁如此に御坐候暑威折角御自玉被成候様所祈御坐候也不宣

六月晦日

恪 再拜

士乾小松盟兄

楳取家文書第一（文久二年六月）

机下

附白 其表何そ用向も候は、無遠慮相願候様御附書も被下候に付一事
乍御手数數相願ひ候義に御坐候兼々王荆公之臨川集一本藏有致し度望み
心掛候へとも久しく手に入り不申さし向き右集の内洪範傳入用に候所
僻境いかんともすへからす候依て被仰下候義も御座候に付兄臺へ及御
無心候何卒昌平官本御拜借被成其洪範傳たけ御寫し御投惠被下度奉懇
請候御允諾の上遠からす御送りも被下候へは尤も感激之至に御坐候御
勤脩中御手間費の段は千萬恐入候へとも偏に奉冀候已上

○榊取素彦自註 松代藩佐久間象山自簡譴責中を以て倅某の名を署す

七八 中村九郎書翰「久阪義助宛」 文久二年八月二日

過日被仰聞候良藏が借用之書面寫取濟次第差出可申候間兩三日御待可被
下候斥長井義御手寄に有之候は、此者の被爲托奉願上候爲右勿々頓首

二日

中村九郎兵衛

久坂玄瑞様

御直覽

七九 山田亦介書翰「榊取素彦宛」 文久二年八月九日

過刻は御投翰被成下即刻御答可申上筈之處折柄出違失敬御海恕奉祈候さ
ては今朝御同宿に相成候筑前生鳥丸卿御退出懸に同道可仕約束候故追
支度調次第可申遣と奉存候折柄大夫へ参り候處別用出來千萬御苦勞申上
兼候得共只今が野口生鳥丸卿迄御同道被下間敷哉何角奉願候過刻被 仰
聞候金之儀は七右衛門と申もの爲持差出候間御請取可被下候右は御答旁
如此御座候

八月九日

榊取家文書第一（文久二年八月）

られ申候

若殿様去三日御發駕被爲遊候御事に候何卒此度の御事ほどよく相とゝの
ひかしと日夜祈申候事に有之候筆末なから杉みな様へよろしく御傳へな
さるべく候御用心申もおろかにそんし候めてたくし

八月十三日

梅兄も此間より御上京なされ悦申候小田村も同様に候さぞく御親類
にも拙者の書状も差出不申候事故づべらを御立腹なされ候事と恐入申
候何卒よろしく御ことわり頼入候

お文とのへ

玄 瑞

旨

生雲中井にも無事とそんし拙者もこゝろの如く相成不申残念の
次第に候此度はいそがしきゆへあらく申遣候し
別紙早々おとゝさまへ御見せなさるべく候

八二 久阪義助書翰〔中村道太郎宛〕 文久二年八月廿二日

此度於 朝廷奸吏御黜被爲遊候御様子實以 叡斷之御程乍草莽奉恐入候
然處於 御當家も爲天下君臣之分を正し正邪之辨を明にするなどの御事
にて御出張有之候處長雅を嚴刑に御所し被爲在候事も未決候は被爲奉
對 朝廷御赤面之御事御口開き被爲遊候様有之間敷候小生共今春來書面
を以度々彈劾仕候得共御採用も無之竟に妄舉一條に相成候も不得已事に
て候其後慎中に候得共追々書取を以申出候處今以爲何御勇決も無之如何
之御舎に候や承度候 朝廷之御模様如此相成候段承知仕實以不堪奮激此
上於御政府御遲疑被爲在候事に候得は慎中之身奉恐入候得共 君上へ直
様推參言上之外致方無之と奉存候草々御報所承に候頓首

八月廿二日

尙々長雅御所置 世子公御發駕前迄にとの事に候得共竟に御著府迄に

と相決候處今以御延引被爲成候事如何之儀何等之處に故障有之候や今更彼を回護致候もの有之や陸肉二翁被揃候事に付屹と御勇決に無之而は不相濟候太史簡董孤筆乍失敬今日御張込處と奉存候已上

久坂玄瑞

中村道太郎様

八三 久阪義助書翰(要宛) 文久二年八月廿八日

尙々高杉しんさくどの此内上京に相成まことにくよろこはしくそんなしり松洞方へ時々香典おんおくりなさるべく候松洞の事はおもへはくさんねんにてこらへられぬほとにそんなしりいも大谷に御いてなされ候や先日法事のしらせまいり候のみにてなたる様子もきこへ不申あんど候事に候ふゆものきぬものもはや大谷にも無之様にあいなり候半とそんなせられ候なければ御心配には及び不申候何もく後

の便と

おいしくすしくあいなり候まゝいかおんくらし候半とあんもしいたし拙者もさわりなくくらし候まゝおんきづかひなさるまじく候もはや六十日ばかりにも相成候得共今以なたる御沙汰もなく法雲寺と申候所つゝしみ居候まことに樂のくらしにて御上の御恩いかにもありがたき御事にそんなしりおいしくすしく相成候事に付ふゆもの少々おんおくりなさるべく候きぬものあれはなをさら仕合に候得共定而なき事と考り拙者もいつれこゝもと滞留にておいくだしには相成まじくそんなせられ候おいしく拙者のこゝろさしもとのさま御發明におはしました候に付相届き申掛候まゝ御あんもじなさるましく候杉みなさまへよろしくおんつたへなさるべくかへすくも用心專一に候めてたく

八月廿八日

榊取家文書第一(文久二年八月)

お文とのへ

る

八四 木戸孝允書翰「久阪玄瑞宛」 文久二年八月廿九日

御手昏拜見仕候骸一件は來翁を驚頭をよひ出させ候る悉細相頼み候都合に相成申候
御紋服は御取上げ可被成候新規にとのへ候る差遣し候筈なれども間に合不申に付此一枚來翁出し申候不足之分は古手なりとも御求め被成候る御渡し可被成候差向之事故一往可なりに御仕切置被成候て跡にていか様とも可相成候奉復

念九

木 圭

久 坂 様

拜復

八五 堤松左衛門書翰「久阪義助宛」 文久二年閏八月十二日

書面を以奉伺候先以一昨日は貴酬相達忝拜見仕候先日參殿之時分能得貴意置候辭藩之一件如何之御都合に御坐候哉御配慮之段は重疊恐入申候然し是上共御添力被成下候様奉希候一昨日小河彌右衛門宿所に參り申候處三郎様も近々御歸國之都合之由内情は同人も未だ汲取兼申候由何れ今日之儘は決る治りは付申間敷にと甚掛念仕候御示諭拜度奉存候又前文之一條は佐々木様へも御相談仕筈に御座候得共尊兄様へ願置申候事故差扣居申候御様子奉拜聽度奉存候以上

閏八月十二日

尙々先日堀様へ願置候御心配にて御寫取被成候諸御書付御遣無御座候

は、暫く拜借仕度一見之後早速御辨納可仕候宜く奉希候又々

(封表) ほううんじにて

堤松左衛門

久坂玄瑞様

尊下

八六 中村九郎書翰〔久坂義助等宛〕 文久二年閏八月十四日

今日

殿下に御頂戴之御菓子御持せ仕候間可被成御頂戴候草々以上

後八月十四日

清 旭

日下兄

御同舍中様

八七 久坂義助書翰〔妻宛〕 文久二年閏八月十七日

尙々梅兄にも障りなくおんくらしなされ候まゝあんもしなさるべく候
八月十九日の文とゞきまづゞさわりなくくられ候まゝあんもしいた
しり、拙者も今以おんつゝしみにてなたる御沙汰も無之候此内榮太
郎はみやすく御免に相成安心いたし候さては、此内來原良藏との切腹
のよしものゝふのつねとは申ながら留守にはいかにも残念におもはるべ
くとそんしり、先日はおとゝさま生雲へおんいでの上し一日歸とはさ
ぞくおんつかれ遊はし候半とそんしり、もはやすゞしく相成候事に
付おかゝさま姉さま一同生雲へおんきほうようにおんともなさるべく候
拙者もおんつゝしみにて候得共何分日夜しんつう事計にて生雲へも手紙
もおくり不申候此内利助歸國に付何もく御承知とそんしり、あらあ
らめてたく

閏八月十七日

玄 瑞

尙々御用心かんもしにそんし、杉みなさまへおんつたへ宜頼入候
先日冬もの、事申遣候處相とゞき候半とそんし、
おふみとのへ

八八 前田孫右衛門書翰〔久阪義助筆〕 文久二年九月廿四日

御風氣之由隨分御自重爲國萬々奉祈候陳青門様は罷出候處御風氣大分御
手強誠以御氣遣申上候然處 朝廷之事段々御懸念被遊候廉被爲有候付御
對面被遊度御様子にて御尊上之儘拜謁仕誠以難有事に御座候巨細之義は
拜青可申解候折柄 御所々御重之内猶菊花御頂戴之由花は 君公は被進
度御重之内は孫右衛門は被下候付玄瑞初其外有志家の一切宛なり共たへ
させ吳様被仰實に難有不堪感泣候則二重爲持候間御頂戴可被成候御總中

いも御配分可被下候酒は愚老有合差出申候一酌御呼御蒙汗可被成候他は
萬付拜晤候頓首

廿四日

大亂毫 降恕

陸 濟

玄 瑞 老 兄

梧右

八九 薩長土三藩攘夷請願書〔久阪義助筆〕 文久二年九月

(端書)
壬戌九月十六日夜薩邸に會す土人小南武市さつ藤井本田高崎村山吾藩
宍戸前田佐々木久坂會す攘夷勅使一件三藩より申立に相決す

先年已來外夷跋扈未曾有之御國辱に付るは奉始 神宮御代々様に被御對

宸襟御惱被爲遊候御儀今更申上も恐多奉存候然處追々正邪之辨相立御有志之御方御慎解に相成且又三藩出張士氣奮興候儀千歳之一時此機不可失事に候元來一橋越前等御再出之段 勅諭を以被仰出候儀偏に於關東有司共不取扱之 叡慮貫徹不仕人心致瓦解攘夷無覺束被 思食候事に可有之候何分にも一日之安は千歳之禍に候得は恐多も夷狄撻伐之宸斷被爲遊此度 勅使御東下に付るは屹と關東へ被仰出攘夷之御決議早速被聞召候様被遊度候尤一昨冬七八ケ年乃至十ケ年外夷拒絕可仕段於關東御受有之候に付御猶豫之儀御願 可相成歟に候得共右は奸吏共罷在候時之事に而今日に相成決る御異議有之間敷に付斷然攘夷之 勅諭被仰出度奉存候

九〇 久阪義助書翰榊取素彦宛 文久二年十月九日

昨宵勿々分袂遺憾此事に候借は退身一條御懇切に御留被下候儀承知仕候得共是は中々一朝一夕の淺慮より起候事にも無之輕々敷志を變する様に

も不相成候事は御察可被下候本職を脩むる事もならず等間に家名を續も本意に背き候事故僕の身體維谷る秋に候何も寸楮の罄す所にあらず勿々如此

十月九日

誠

時下御自重申も疎に候御書狀逐一體に御達可仕候申迄も無之儀に候得共爲國御盡力御頼仕候確然凜乎公明正大 明君を輔弼するは老兄の御大任と存候僕志大才疎百事蹉跎此上は身上の學問仕候外は致方無之覺悟に候此立錐の萩城に蝮屈して別々偉功を建る事ならぬは御憐察可被下候何も草々頓首

士 毅 大 老 兄

若も薩人などに御出逢被下候とも僕の歸國は少々用向有之事と位に御申置可被下候逐下の様に被仰るは國の外聞に有之候老兄御深切の御論は幾重も熟考可仕候間左様御懸念には不及候丸國の御書は仰の通にて

相達可申候

久坂

小田村様

侍史

九一 久阪義助書翰「妻宛」 文久二年十月九日

杉みなさま玉木佐々木小田村兒玉などへもよろしくおんつたへなさるべく頼りま

八月廿九日閏八月十三日九月二日の御文おい／＼に相とゞき日にましまむさに相成候得共杉みなさまをはじめおん障りなふおんくらしなされ候よしまことに／＼安心いたし／＼拙者も近來は大に無事にくらし候まゝ御あんもじ下さるべく候梅兄并に久保おん歸りに付京都の様子もおんきゝなされ候事とすいもじいたし／＼去四日は

殿様御參

内おん首尾能遊ばされ誠にめてたきおん事にて我々までも御酒頂戴被仰付ありがたきとも申におそれ多き事に候此度

御勅使江戸へ御下向にて唐人ども打拂ひの御沙汰仰せ出され候御事の上にて來十二日御發駕遊ばされ候事に候まことに／＼此春以來御上様方の御苦勞遊ばされ候御甲斐もあらわれ申候事にていかにもうれしきあまりになみだの落る計に候吉田先生中谷龜太郎など存生なればさぞ／＼おどりあがりておんよろこびなされ可申と残念にそんじ／＼先日已來おい／＼冬物などおんおくりみな／＼相とゞき大にしやわせ事に御座候拙者も様子次第中比より寺島など同道一先江戸へ下る考に候得共未だ御願書はさし出し不申候近來は歌もおんつくりなされ不申候や随分ひまもあれば歌などはおんつくりなさるべく候此春安藤一條にて召捕へられ候兒島強助と申宇津宮の人の一家内和歌をよくよみ候事はいかに

にていかにもかんしんなり
もうらやましき事になん此人は町人のよし承り、
てもころがつまらずにはなんのやくにもならぬものなり心がたしかにあるによりて歌もよむ人をなからざるほどにこ
にて候多用ながらあらましようつしておくり、
そあるものにて候涙襟集などがそのとほりにて候
におんいれなざるべく候何もく先日梅兄よりおんきくと相考へあらあ
ら申進候かへすくも御用心なざるべく候めてたくし

十月九日

玄 瑞

尙々中谷正亮殿などの事のまことにくに残念千萬之事に付先日つま
らぬ事よみ候まゝおんめにかけてり、
いよさらよあふよしをなみ逢坂比山のそれ月影ぞさぶしも
ほき深しみやまの峰は楓葉はすぎていゆきし此君あそは
まつろそぬ夷おとくまほろへむ時よしあれど雲りくれよき
月清くほきりせさむし草まくらさびねもさめはあきりせさむし
まことに歌にもならぬつまらぬ事ながらとりあへず申進候多用中あら

ましの文御すいもじ可被下候

於文とのへ

と

九二 久阪義助書翰「妻宛」 文久二年十月九日

兒島之歌集うつしておくり、
もおんきくなされ候おくりかへしくおんよみなざるべく候頼り
てたくし

十月九日

玄 瑞

於文とのへ

九三 薩藩士某等書翰「久阪義助宛」 文久二年十月十二日

寸楮呈啓仕候時下激寒之候諸君愈御壯健に可被爲在奉大慶候去夜は御寛話承り難有奉存候然者陋生共隨意に往來仕候儀難叶候間一應本田氏へ挨拶いたし吳候様平井秀次へ相頼申候所今日迄何とも沙汰無御座候間萬事不如意無據明日は失禮申上候適御供仕愉快之御談話承り候と折角相樂居申候所右之都合に付至極遺恨奉存候御兩君間もなく御出足に相成候へは随分御壯健に御出立可被成候御首尾よく御著府之上奉待御佳音之時候頓首百拜

薩 郎 三 人

十月十二日

久 坂 君

寺 島 君

榻下

側書御同志様疫疾に御惱之所其後如何に御座候哉定之御快方に相成ら

れ候と奉存候筆末御訪問申上候以上

九四 楫取素彦書翰

前田孫右衛門宛

文久二年十月十二日

やはり私も一兩日風心にお引籠居不得已書中にお申上候以上御外氣漸々御平快昨日より御出勤之由并賀仕候扱先日以来申上置候奉使之儀如何御座候哉實は御參 内より大分日數も相過只様機會も後れ可申候尙昨今は土佐侯も御發程 天使も愈御東下に候は、旁此時之事狀とも御國へ報告可仕機會と奉存候君意御伺取相成候は、早々沙汰有之様御周旋奉待候爲其呈書如斯御座候頓首

十月十二日

玄瑞蓄髮之儀奉命仕兼候様にも相聞へ何卒奉命不仕候事は叶不申故丁寧反覆御辯解肝要奉存候折角私共よりも説解仕度奉存候以上

文 助拜

陸山憲臺

侍史

九五 前田孫右衛門書翰〔榊取素彦宛〕 文久二年十月十二日

降恕

表命敬承御外邪之由御自重第一に奉存候殘恙御尋被下差押出伺仕候處少々再感冒之氣味何分渴強く是には大きに懸念仕居候御奉使一條相伺候處元々御異議は不被爲至極可宜と被仰出候則霜奎にも尊仕置候玄瑞奉命不仕哉に相聞左様之事申候は不相濟候付篤と説諭可仕と舍居申候先生も厚く御説得可被成候草復高許

陸

濟

復上

小田邨先醒

九六 前田孫右衛門書翰〔久阪義助宛〕 文久二年十月十三日

彦藩人心動搖之趣を貫一郎が急飛脚を以肉翁之處迄報知仕最早眞五郎は御差向に相成候哉烏渡御聞合仕候有無御答奉期候頓首

十三日

前田

久坂様

御親披

九七 久阪義助書翰〔榊取素彦宛〕 文久二年十月十六日

御細書御懇切難有奉萬謝候何分學問未熟反省候は此儘にて寵昇を汚候ははいかにも恐縮之至心中御察奉頼候於時之長歌此處無之候得共御寫本も候は覺居候處御記し差上可申候大赦人名即御渡申上候間御覽相濟候は御返却奉頼候明日は吉田先生祭祀蹴上に相催候間御出も被爲爲候

様奉頼候用事而已草々頓首

十月十六日

久坂誠

小田邨先生

用事

九八 久阪義助書翰「榊取素彦宛」 文久二年十月十七日

御不得已差障有之候よしいかにも残念之至奉存候傳吾集早々御返却落手仕候さては今日徳山候御來邸に付ては何卒彼正邪早速相辨しられ候様彈大夫被仰談内密御心配奉頼上候早々頓首

御香典慥に受取申候

十七日

久坂

小田邨様

貴報

九九 三條實美姉小路公知書翰「久阪等宛」 文久二年十一月十三日

以急使申遣候今朝來自同藩之士令承知候處其許一昨夜比より外出其余同士之衆中糺合存立候次第可有之哉に相聞候右は全一舉之儀差定不相分候得共自然横濱斬夷等之舉に於無相違者甚令心配候抑兩使下向之事誠に十年來之叡慮今日可被 仰出大機會到來に而既令著府近々入城之期に相成眞實於幕府尊攘之臣節立不立者纔に最早一句之間に有之候爲臣子者之節儀相勵候上誠に幕府之舉動相決候上に可有之存候只今無善惡事を上候而は兩使奉 大命是迄下向之趣意も不相立即時に外患相發忽及戰爭候者必定之事左候而は未 勅命も不相達一時に事之敗に相成第一攝海之備も無之不時に 朝廷之御動搖と可相成痛心此事に候依而折角之大志暫時被猶

豫近日 勅命傳達之上幕府之舉動見定候儀、舉當然之事存候左無之者、忽兩使之不覺共相成辱、綸命候様相成候者甚不安存候間此儀得と被加熟慮今度之一舉暫時相止候様有之度進退適義候者に他日大志を被遂候事必然に候間能々思慮有之度候仍以急使申遣候熟慮之上心事可申承候也

十一月十三日

實美
公知

久坂玄瑞殿

始

○編者註、本書者姉小路公知之筆也

一〇〇 梅田とみ書翰「久坂義助宛」 文久二年十一月廿四日

文して御左右伺ひ、時分からよほと寒氣つよく相成御同前さまにし

のきかたくなり、いよく御機嫌よろしく御つとめ遊はし候半と御めて度御嬉敷存上、つきに私も無事に世を過し居、乍憚様御きもしやすくおほし召下され候さてとや私も少の義につき此地へ下り川合坪内と申兩家にてせわに相成居、さて又世の中も有かたき御事と相成申事にうれしく存參らせ候それにつき參らせ候は、梅田の跡も立申參らせ度何分々あなた様かたに願上、私事も女の身にて心にまかせすくれ、もよろしく奉願上候此度大高氏も出京致候間よき御便りゆえ御左右伺ひ奉らせ候申上たき御事はやま、おはしました、へ共筆まはりかね候ま、御めに懸り、せつ御物かたり致、おひく寒氣相まし、候ま、せつかく御いとゐ御くらし遊はし候やうにねんし上、先は右のよし願上たく御左右伺迄あらく申殘し、めて度

十一月廿四日

楳取家文書第一 (文久二年十一月)